

川井浄水場再整備事業

第2回入札説明書等に関する質問回答書

平成20年8月19日

横浜市

本質問回答書は、平成 20 年 7 月 22 日（火）から 7 月 25 日（金）までに受け付けた、川井浄水場再整備事業入札説明書等に関する質問への回答を記載したものです。

なお、本質問回答書は、入札説明書と一体のものとなります。

質問受付期間及び質問受付数は、以下のとおりです。

質問受付期間： 平成 20 年 7 月 22 日（火）午前 9 時から 7 月 25 日（金）午後 5 時まで

質問受付数：

入札説明書		54件
別添資料 1	業務要求水準書	81件
別添資料 2	落札者決定基準	13件
別添資料 3	提出書類作成要領及び様式集	37件
別添資料 4	基本協定書（案）	1件
別添資料 5	事業契約書（案）	121件

307件

第2回入札説明書等に関する質問回答書

《入札説明書》

No.	質問項目	頁	対応箇所			質問	回答	
1	予定価格	5	第2	11			提示されている原水水質引渡し濃度（条件）によっては膜（MF、UF）単独処理では、浄水のpH値、濁度、アルミニウム、THMの要求水準値が満たせない場合が想定されます。貴市におかれましては前処理としてpH調整、凝集処理、粉末活性炭処理を組み込んだ膜処理を前提（予定価格の積算）として計画されているのでしょうか。	膜の種類によって必要となる設備は異なりますが、提案される処理方式により必要な前処理を含めて提案してください。なお、臭気対策は横浜市で対応を考えています。
2	予定価格	5	第2	11			（平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.8の関連） 「予定価格26,531,579,000円はいつの時点の物価を踏まえて算定しましたか」の質問に対して、契約日までの物価変動リスクは入札参加者で考えるもの、入札価格が予定価格を超える場合は無効となるとの回答内容は承知しました。しかし、特に平成20年1月以降の建設資材の上昇は異常であるため、今後の参考用として再度本予定価格を算定された年・月を教えてくださいませんか。	公表する予定はありません。
3	予定価格	5	第2	11			（平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.8の関連） 取扱を検討中とありますが、どのタイミングで公表されるのでしょうか？	平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.8において、「入札説明書別添資料5「事業契約書（案）」別紙6-1については、入札日から事業契約締結日までの間隔が通常の契約と異なることから、現在、取扱いを検討中です。」と回答していましたが、検討の結果、物価変動によるサービス対価の変更については、入札日を基点として算定することとします。入札説明書別添資料5「事業契約書（案）」の関連する規定を修正します。
4	予定価格	5	第2	11			PFI導入可能性調査の時期から鑑みて、予定価格の算定において使用した建設資材の単価と、入札のための積算で使用する単価に大きな乖離があると思われる。第1回入札説明書等に関する質問回答書 No.8によると、予定価格の変更はないものと見られますが、事業仮契約書別紙6の1の（1）の全体スライド及び単品スライド条項が適正に運用されるよう、予定価格の算定期及びスライド適用の基準日を明示願います。	（質問No.2、No.3参照）
5	入札日から事業契約締結日までの間隔	5	第2	11			（平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.8の関連） 「入札日から事業契約締結日までの間隔が通常の契約と異なることから、現在、取扱いを検討中です」とありますが、最近の鋼材等の価格の高騰から、入札日から事業契約締結日までの間であっても大幅な物価変動が起こる可能性があります。従いまして、事業契約締結日ではなく、入札日を起点にして頂きたいと思いますが、いかがでしょうか？	（質問No.3参照）
6	応募者の構成等	7	第3	3	(1)	イ	（平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.33の関連） 第1回質問回答No.33において、「劣後ローンの拠出のみを行う協力会社は存在しません」とありますが、劣後ローンは、たとえSPCの株式取得による支配権を有していても、「出資」とみなされるのでしょうか。	本事業においては、SPCに出資を予定していない者で、かつ、SPCから直接、業務を請け負うことを予定している者を「協力会社」と称しています。平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」質問No.33に記載した「劣後ローンの拠出のみを行う「協力会社」は存在しません。」とは、劣後ローンの拠出のみで、SPCから直接、業務を請け負わない者は「協力会社」には該当しない旨、回答したものです。劣後ローンの拠出のみを行うものは、構成員でも協力会社でもありません。

《入札説明書》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
7	膜ろ過装置の製造を担う者	7	第3	3	(1)	イ	<p>(平成20年7月15日公表「入札説明書等に関する質問回答書」No.135～137の関連)</p> <p>1月25日付実施方針に関する質問回答書(135、136、137)に関連して、確認させていただきます。財団法人水道技術センターに水道用膜ろ過装置認定申請を、「膜モジュールを製造する者」と「膜ろ過プラントを設計施工する者(複数社)」が共同で申請し、認定を受けている例があります。その場合、当該認定を受けている「膜ろ過プラントを設計施工する者」は単独で、S P C構成員のうちの「膜ろ過装置の製造を担う者」なることが可能と理解していますが、正しいでしょうか。また、同認定を受けている「膜モジュールを製造する者」も単独でS P C構成員のうちの「膜ろ過装置の製造を担う者」になることが可能と理解してよろしいでしょうか。</p>	前段、後段ともに、入札参加資格要件を満たす限り、ご理解のとおりです。
8	協力会社の変更	7	第3	3	(1)	オ	<p>(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.25の関連)</p> <p>第1回質問回答No.25におきまして、協力会社の変更の「時期は問いません」とありますが、①入札時必要書類の提出～落札者の決定までの期間、②落札者決定～事業契約の締結の期間のいずれの時点でも協力会社を変更することは可能とのことよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
9	協力会社の変更	7	第3	3	(1)	オ	<p>工事業務の実施を担う協力会社を変更する場合、様式Ⅳ-2-①、様式Ⅳ-2-②A、及び、変更後の会社の特定建設業許可証写し、総合評点通知書の写し、配水池の建設実績証明(土木の場合)を追加提出して差替えをお願いするということがよろしいでしょうか。</p>	入札参加資格の確認申請時には協力会社に関する添付資料を提出する必要はありません。ただし、入札参加資格申請確認基準日から事業契約の締結日までの間に変更が見込まれないと考えられる協力会社としての資格要件については、あらかじめ入札参加資格確認申請時に添付資料を提出することができます。この場合であっても、協力会社としての資格要件は、事業契約の締結日に確認を行います。なお、資料提出後、協力会社を変更する場合は、差替えではなく追加提出となります。
10	工事業務における契約方法	7	第3	3	(2)		<p>(平成20年7月15日公表「入札説明書等に関する質問回答書」No.29の関連)</p> <p>第1回入札説明書等に関する質問回答書No.29の中で、「共同企業体の構成企業の各々が～」について質問させて頂きました。土木・建築工事：A社(配水池等)、土木工事(A社範囲外、植栽・外溝程度)：B社、機械：C社、電気：D社とし、S P Cとの契約締結をA社及び共同企業体(B～Dの3社JV)の2契約とします。A社が第1回入札説明書等に関する質問回答書添付資料2(P.2)工事業務の実施を担う者の資格要件のうち、「土木一式工事を担う者」の資格要件「a～d」を全て満たすとすると、B社は複数の者の1社として「a～d」を満たしていなくても良いと考えます。それとも、「a～d」の一部は満たしている必要があるでしょうか。B社は主要土木工事でないことに対する御配慮をお願い致します。</p>	A社が「土木一式工事を担う者」の資格要件「a～d」を全て満たす場合、B社は「土木一式工事を担う者」の資格要件「a～d」を満たす必要はありません。
11	工事業務における契約方法	7	第3	3	(2)		<p>(平成20年7月15日公表「入札説明書等に関する質問回答書」No.29の関連)</p> <p>第1回入札説明書等に関する質問回答書No.29の中で、「共同企業体の構成企業の各々が～」について質問させて頂きました。電気：A社、電気：B社とし、S P Cとの契約締結を共同企業体(A～Bの2社JV)とします。A社が第1回入札説明書等に関する質問回答書添付資料2(P.2)工事業務の実施を担う者の資格のうち、「電気工事を担う者」の資格要件「a～c」を全て満たすとすると、B社は複数の者の1社として「a～c」を満たしていなくても良いと考えます。</p>	ご理解のとおりです。

《入札説明書》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答		
12	工事業務の実施を担う者の総合評点	9	第3	3	(2)	イ	(ウ)	c	弊社（c社）は平成20年4月1日にa社（機械器具設置工事：改正前1,100点以上）、b社（電気工事：改正前1,100点以上）の“対等合併”により発足しました。よって、当然ながらc社としての経営事項審査の総合評定通知書（平成20年3月31日時点における改正前の基準）は存在しません（改正後の点数は存在しません）。つきましては、a社・b社の“対等合併”であることを勘案頂き、今回のC社の経営事項審査の総合評定通知書（平成20年3月21日時点における改正前の基準）は、a社の機械器具設置工事、b社の電気工事の各々の改正前の基準の点数とさせて下さい。	ご質問のとおり、対等合併前の企業による経営事項審査の総合評定通知書の点数を認めることとします。
13	維持管理業務の実施を担う者の資格要件	9	第3	3	(2)	イ	(オ)	a	「委託関係の営業種目」とありますが、委託関係でない営業種目とは「物品関係の営業種目」を指すものと考えて良いでしょうか。	横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）のうち、委託関係でない営業種目とは、物品、印刷、修繕、賃貸等、電力等、その他の業務の営業種目を指します。
14	維持管理業務の実施を担う者の資格要件	9	第3	3	(2)	イ	(オ)	a	「委託関係の営業種目」とありますが、下記の営業種目は「委託関係」に相当するのでしょうか。302警備業務、304通信設備保守、327電気設備保守、328機械設備保守、329施設運転管理・保守。	ご理解のとおりです。
15	運転管理業務を担う者	9	第3	3	(2)	イ	(オ)	a b c d	c 膜の薬品洗浄について、オンサイト洗浄の実績があることで運転管理業務を担う者は、a 平成19・20年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において委託関係の営業種目で登載を認められている者又はその営業を継承した者として認められるものであることと、d 平成8年4月1日から入札参加確認申請時必要書類の提出までの間に受託した日量1千m ³ 以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場の運転管理業務を履行できなかった者でないことの資格要件も満たさなければならないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、平成20年7月15日公表 「第1回入札説明書等に関する質問回答書」添付資料2をご確認ください。
16	維持管理業務の実施を担う者	9	第3	3	(2)	イ	(オ)	b d	……日量1千m ³ 以上（公称能力）……運転管理実績があること。とあり、履行実績として契約書、設計図書、仕様書等を添付致しますが、日量等について記載されておりません。よって御発注自治体様の履行証明書（日量記載）にて対応可能か御教示下さい。	契約書、設計図書、仕様書等に日量等の記載がない場合は、発注自治体の履行証明書により確認ができれば履行実績についての条件を満たすこととします。
17	維持管理業務の実施を担う者	9	第3	3	(2)	イ	(オ)	d	（平成20年7月15日公表 「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.48 の関連） ……受託契約全てが対象となります。と御教示頂きましたが、受託契約全ての証明が必要となりますでしょうか？御教示下さい。	受託した全ての契約について証明が必要となります。
18	維持管理業務における契約方法	9	第3	3	(2)	イ	(オ)		（平成20年7月15日公表 「入札説明書等に関する質問回答書」No.49 の関連） 第1回入札説明書等に関する質問回答書No.49の中で、「共同企業体の構成企業の各々が～」について質問させて頂きました。維持管理業務の実施を担う者として5社共同企業体（A～E社）を想定した場合、このうち、運転管理業務をA社、B社が分担するものとします。A社が第1回入札説明書等に関する質問回答書添付資料2（P.4）維持管理業務の実施を担う者の資格要件のうち、「運転管理業務を担う者」の資格要件「a～d」を全て満たすとすると、B社は複数の者の1社として「a～d」を満たしていません。	A社が「運転管理業務を担う者の資格要件「a～d」を全て満たした場合であっても、B社は「運転管理業務を担う者」の資格要件「d」の要件を満たしている必要があります。
19	維持管理業務における契約方法	9	第3	3	(2)	イ	(オ)		（平成20年7月15日公表 「入札説明書等に関する質問回答書」No.49 の関連） 第1回入札説明書等に関する質問回答書No.49の中で、「共同企業体の構成企業の各々が～」について質問させて頂きました。維持管理業務の実施を担う者として5社共同企業体（A～E社）を想定した場合、このうち、保全管理業務をA社、B社が分担するものとします。A社が第1回入札説明書等に関する質問回答書添付資料2（P.4）維持管理業務の実施を担う者の資格要件のうち、「保全管理業務を担う者」の資格要件「a」を満たすとすると、B社は複数の者の1社として「a」を満たしていません。	ご理解のとおりです。

《入札説明書》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
20	維持管理業務における契約方法	9	第3	3	(2)	イ	(オ)	(平成20年7月15日公表「入札説明書等に関する質問回答書」No.49の関連) 第1回入札説明書等に関する質問回答書No.49の中で、「共同企業体の構成企業の各々が～」について質問させていただきます。維持管理業務の実施を担う者として5社共同企業体(A～E社)を想定した場合、このうち、水質管理業務をA社、B社が分担するものとします。A社が第1回入札説明書等に関する質問回答書添付資料2(P.4)維持管理業務の実施を担う者の資格要件のうち、「水質管理業務を担う者」の資格要件「a」を満たすとすると、B社は複数の者の1社として「a」を満たしていなくても良いと考えます。	ご理解のとおりです。
21	維持管理業務における契約方法	9	第3	3	(2)	イ	(オ)	(平成20年7月15日公表「入札説明書等に関する質問回答書」No.49の関連) 第1回入札説明書等に関する質問回答書No.49の中で、「共同企業体の構成企業の各々が～」について質問させていただきます。維持管理業務の実施を担う者として5社共同企業体(A～E社)を想定した場合、このうち、災害・事故対策業務をA社、B社が分担するものとします。A社が第1回入札説明書等に関する質問回答書添付資料2(P.4)維持管理業務の実施を担う者の資格要件のうち、「災害・事故対策業務を担う者」の資格要件「a」を満たすとすると、B社は複数の者の1社として「a」を満たしていなくても良いと考えます。	ご理解のとおりです。
22	維持管理業務における契約方法	9	第3	3	(2)	イ	(オ)	(平成20年7月15日公表「入札説明書等に関する質問回答書」No.49の関連) 第1回入札説明書等に関する質問回答書No.49の中で、「共同企業体の構成企業の各々が～」について質問させていただきます。維持管理業務の実施を担う者として5社共同企業体(A～E社)を想定した場合、このうち、安全衛生管理業務をA社、B社が分担するものとします。A社が第1回入札説明書等に関する質問回答書添付資料2(P.4)維持管理業務の実施を担う者の資格要件のうち、「安全衛生管理業務を担う者」の資格要件「a」を満たすとすると、B社は複数の者の1社として「a」を満たしていなくても良いと考えます。	ご理解のとおりです。
23	維持管理業務における契約方法	9	第3	3	(2)	イ	(オ)	(平成20年7月15日公表「入札説明書等に関する質問回答書」No.49の関連) 第1回入札説明書等に関する質問回答書No.49の中で、「共同企業体の構成企業の各々が～」について質問させていただきます。維持管理業務の実施を担う者として5社共同企業体(A～E社)を想定した場合、このうち、施設公開業務をA社、B社が分担するものとします。A社が第1回入札説明書等に関する質問回答書添付資料2(P.4)維持管理業務の実施を担う者の資格要件のうち、「施設公開業務を担う者」の資格要件「a」を満たすとすると、B社は複数の者の1社として「a」を満たしていなくても良いと考えます。	ご理解のとおりです。
24	維持管理業務における契約方法	9	第3	3	(2)	イ	(オ)	(平成20年7月15日公表「入札説明書等に関する質問回答書」No.49の関連) 第1回入札説明書等に関する質問回答書No.49の中で、「共同企業体の構成企業の各々が～」について質問させていただきます。維持管理業務の実施を担う者として5社共同企業体(A～E社)を想定した場合、このうち、保安業務をA社、B社が分担するものとします。A社が第1回入札説明書等に関する質問回答書添付資料2(P.4)維持管理業務の実施を担う者の資格要件のうち、「保安業務を担う者」の資格要件「a」を満たすとすると、B社は複数の者の1社として「a」を満たしていなくても良いと考えます。	ご理解のとおりです。

《入札説明書》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
25	維持管理業務における契約方法	9	第3	3	(2)	イ	(ウ)	(平成20年7月15日公表「入札説明書等に関する質問回答書」No.49の関連) 第1回入札説明書等に関する質問回答書No.49の中で、「共同企業体の構成企業の各々が～」について質問させて頂きませ す。維持管理業務の実施を担う者として5社共同企業体(A～E社)を想定した場合、このうち、清掃業務をA社、B社が分担するものとします。A社が第1回入札説明書等に関する質問回答書添付資料2(P.4)維持管理業務の実施を担う者の資格要件のうち、「清掃業務を担う者」の資格要件「a」を満たすとすると、B社は複数の者の1社として「a」を満たしていなくても良いと考えます。	ご理解のとおりです。
26	維持管理業務を担う者の資格要件	9	第3	3	(2)	イ	(ウ)	(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.45の関連) 第1回回答書No.45にて維持管理業務をSPCから一括して第三者委託を受託する者に委託し、個別業務を再委託する場合、再委託先が第1回質問回答書の添付資料2を満たせば再委託して良いものと考えてよいですか。	第三者委託に該当する業務については、再委託は認められません。なお、入札参加資格要件は、応募者の構成員及び協力会社が満たしている必要があります。
27	協力会社の資格審査	10	第3	3	(2)	(3)		応募者の入札参加資格要件について、入札参加資格確認では構成員のみの確認となるため、協力会社が各業務を担う資格要件の有資格者である場合、経営事項審査点や配水池建設実績などが確認できません。この場合でも実績などの必要書類を提出する必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、入札参加資格申請確認基準日から事業契約の締結日までの間に変更が見込まれないと考えられる協力会社としての資格要件については、あらかじめ入札参加資格確認申請時に添付資料を提出することができます。この場合であっても、協力会社としての資格要件は、事業契約の締結日に確認を行います。
28	入札保証金	10	第3	4	(2)			入札保証金額は、事業費の5%という過大な金額になります。予測できない事象で事業契約を締結できない場合、保証金の支払いは、企業の存続に関わる可能性があります。可能な限り免除をお願い申し上げます。また、どうしても保証金の免除が不可能であれば、施設整備費相当を対象としていただきたくお願い申し上げます。	入札説明書に記載したとおり、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならぬものとします。
29	入札保証保険	10	第3	4	(2)			入札保証保険について保険会社に確認したところ、保険約款上、保険契約者と落札・事業契約者が異なる場合には付保することが出来ないという回答でした。免除について再度ご検討いただけないでしょうか。また、免除いただけない場合、本事業では落札後にSPCとして契約する形態となるため、上記保険での対応が出来ません。このため、金融機関による契約保証の予約や入札保証も入札保証金に代わるものとして認められるとの理解でもよろしいでしょうか。	前段については、質問No.28をご参照ください。 後段については、第3 4(1)に記載したとおり、入札保証金は、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第7条第4項に規定する担保を提供することにより、入札保証金の支払に代えることができます。
30	入札保証金	10	第3	4	(3)			「入札保証金は、・・・取消しの場合に還付する」とは、「辞退」も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	辞退については、入札保証金納付後、落札者決定前に申し出た場合についてのみ返還するものとします。
31	入札保証金の返還	10	第3	4	(5)			工事業務の実施を担う協力会社が、事業契約の締結日において第3 3(2)の資格要件を欠き、かつ、落札者が資格要件を有する協力会社を補充できなかったため、平成21年3月31日までにSPCが事業契約の締結に至らなかった場合、落札者が、それを合理的な資料をもって証明すれば、入札保証金は落札者に返還されるとの理解でよろしいでしょうか。また、この場合の合理的な資料とは具体的にどのようなものが考えられますか。	ご質問の場合は、落札者又はSPCの責に帰すべき事由に該当すると考えています。ただし、入札参加資格要件として求めている工事業務の実施を担う者の実績は、配水池の建設実績のみです。質問No.47もあわせてご参照ください。 なお、合理的な資料の具体例に関しては、状況により様々なケースが想定されるため、あらかじめお示しすることは困難と考えます。
32	入札保証金	10	第3	4				入札保証金の没収はきわめて重いペナルティと存じます。落札後事業契約締結までに横浜市一般競争入札参加停止および指名停止等措置要綱に基づき一般競争参加停止及び指名停止措置を受けた場合、その要因(契約違反、事故、建設業法違反など)は考慮されずに全額が没収されるのでしょうか。それとも理由や状況によって没収額の減免措置をさせていただけるのでしょうか。	落札者が決定された後には、基本的に、指名停止措置を受けた場合であっても、落札者と基本協定、事業契約を締結しますが、指名停止措置を受けた原因が反社会的な行為であり、基本協定又は事業契約を締結することが明らかに社会的に容認されない場合には、基本協定又は事業契約を締結しないこともあります。 なお、契約を締結しない具体的事例に関しては、状況により様々なケースが想定されるため、あらかじめお示しすることは困難と考えます。

《入札説明書》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答		
33	代理人	14	第3	5	(2)	オ	(ウ)	c (d)	(平成20年7月15日公表「入札説明書等に関する質問回答書」No.73の関連) 第1回入札説明書等に関する質問回答書No.73の中で、「代表企業の従業員は代表企業の代表者ではない」ため、代表企業の従業員が入札書を持参、開札に立ち会う場合は委任状が必要とされています。この従業員のうち、貴市の入札参加資格審査申請において、代表企業の代表者(代表取締役等)から委任状を発行し、入札や契約締結等に関して従業員Aに対し委任し、登録している場合は、従業員Aを代表企業の代表者と考えます。(例:通常貴市におかれては、入札や契約は企業の代表取締役ではなく、委任された営業支社長等により実施されています)	ご理解のとおりです。このため、従業員A以外の者が入札書を持参、開札に立ち会う場合は、従業員Aの委任状が必要となります。
34	開札時提示する身分証明書	14	第3	5	(2)	オ	(ウ)	c (d)	(平成20年7月15日公表「入札説明書等に関する質問回答書」No.73の関連) 第1回入札説明書等への回答書No.73の中で、「代表企業は…その代理者であること」の代表者を会社法第349条の規定に基づく者(代表取締役又は取締役)とされています。これに対し、貴市の入札参加資格審査申請において、代表企業の代表者(代表取締役等)から委任状を発行し、入札や契約締結等に関して従業員Aに対し委任し、登録している場合は、従業員Aを代表企業の代表者と考えます。(例:通常貴市におかれては、入札や契約は企業の代表取締役ではなく、委任された営業支社長等により実施されています)	(質問No.33参照)
35	入札の無効	16	第3	5	(2)	オ	(キ)		応募者が、入札時必要書類の提出後から落札者決定前の間に、応募者自らが、提案の取り下げを行うことは可能でしょうか。また、その場合、入札保証金は全額返還されるものと考えてよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
36	入札に当たっての留意事項	16	第3	5	(2)	オ	(ウ)	c	「経営不振の状態」とは、具体的にどのような状態を意味するのかご教示ください。	「経営不振の状態」とは、破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはその他の手続開始の申立てがなされている状態を想定しています。
37	構成員からの脱退	17	第4	1	(2)	ウ			第三者委託を受託する者以外の構成員が、長期にわたる事業期間中に、諸事情により構成員からの脱退を希望する場合、貴市の承諾を頂く必要があると思われませんが、承諾の基準についてご教示下さい。	本事業の適正かつ確実な実施の妨げとならない限り承諾するものとします。
38	契約保証金	17	第4	2	(1)				契約保証金について、履行保証保険契約、金融機関の保証、保証事業会社の保証の組合せにより所定の金額を満たすことは認められますか。	所定の金額を満たすことにより複数の方法による組合せも認めることとします。
39	直接協定	19	第4	5					金融機関が、債権回収・保全の目的でSPC株式に対する「株式質権設定」を行うこと、及び「事業契約」に対する地位譲渡予約権設定や債権譲渡担保設定等を行うことは、貴市と金融機関とが直接協定を締結した場合に可能という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、SPCは横浜市との間で直接協定を締結した融資者から融資を受けていただきます。
40	国庫補助金	20	第5	2	(1)				国庫補助金が交付され、事業者が負担する施設整備費の一部に充当することとなった場合、国庫補助金交付前の施設整備費に係る事業者の借入について固定金利(金利スワップによる金利固定化を含む)にて調達している際の借入総額、返済スケジュール等が変動することから、ブレイクファンディングコストが発生することが考えられますが、このような金融費用は合理的な費用として、貴市がご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。 万が一、上記費用負担が事業者での負担であれば、事業者は変動金利での借入を余儀なくされますので、金利上昇に伴う増加費用につき、貴市にもご負担いただけるようご対応策を再考いただきたく存じます。	平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」質問No.100に記載したとおり、国庫補助金が交付され、事業者が負担する施設整備費の一部に充当することとなった場合でもブレイクファンディングコスト等の金融費用が発生しないような資金計画としてください。

《入札説明書》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
41	財政上及び金融上の支援	20	第5	2	(2)			第1回入札説明書等に関する質問回答書において、事業者が提案する補助金について、「提案金額に含めてはならない」とのご回答がありました。ご趣旨は理解いたしましたが、この場合、事業者にメリットがなくなり積極的な補助金獲得のインセンティブが希薄となります。事業者が提案する補助金については、「全体に関する事項」にて評価をしていただけるようお願い申し上げます。	提案される補助金が関連する審査項目の評価において考慮する場合があります。また、性能評価の視点のうち「全体に関する事項」は、他の評価項目で評価の対象とならなかった提案を評価するものであるもので、事業者が提案する補助金が独自性があるということであれば評価される可能性はあります。
42	国庫補助金	20	第5	2				入札説明書等への回答書（第1回）では、得られた補助金は市からSPCへの一部に充当するのみとあり、SPCには何らメリットがないとも解釈できます。補助金の目的としては、「様々なメリットがあり、かつ将来普及することを望まれるが、現状ではコスト面で不利なもの・システム等」に対する救済であるとも言えます。SPCとしては、補助金を利用したコストダウンにより、コスト面＋環境面＋調和＋顧客満足等を含めたトータルのメリットを見出すことも責務であると考える一方で、高コストである場合にはトータルのメリットを鑑みて採用する機会を奪われることとなります。左記に記載された2種類の補助金以外はSPCへの契約金額に対する増額対象となるよう変更を御願いたします。	補助金の取扱いについて、変更する予定はありません。なお、第5 2 (2)に記載のとおり、補助金の交付の可能性がある場合は、横浜市と事業者は、本事業にかかる費用への充当方法等について協議します。
43	設計業務の実施を担う者の資格要件		質問回答書	添付資料2				撤去設計を担う者についても「上下水道部門の資格を有する技術士が1名以上在籍していること」とありますが、解体撤去の計画業務における当該技術士の必要性についてご教示願います。	撤去業務も設計業務の一部であることから同様の扱いとします。
44	設計業務の実施を担う者の資格要件		質問回答書	添付資料2				資格要件として「技術士が1名以上在籍していること」を証明するための書類は、どういったものを想定しているのでしょうか、ご教示下さい。	平成20年8月19日公表 「提出書類作成要領及び様式集 変更様式 (Word)」の様式Ⅲ-49に準じた様式で提出してください。
45	技術士の在籍証明について		質問回答書	添付資料2				撤去設計を担う者についても「上下水道部門の資格を有する技術士が1名以上在籍していること」とありますが、当該技術士の在籍を証明するために必要な書類をお示し下さい。	(質問No. 44参照)
46	工事管理業務の実施を担う者の資格要件		質問回答書	添付資料2				資格要件として「技術士が1名以上在籍していること」を証明するための書類は、どういったものを想定しているのでしょうか、ご教示下さい。	(質問No. 44参照)
47	工事業務の実施を担う者の資格要件		質問回答書	添付資料2				「工事業務の実施を担う者」の資格要件のうち、dの配水池の建設実績が土木一式工事のみの要件になっているものと読みとれますが、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事、水道施設工事を担う者については、この建設実績要件は不要ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	工事監理を担う者の資格要件		質問回答書	添付資料2				資格要件a、b、cを満足する工事監理業務を担う者が、「浄水施設建設工事監理」を第三者に再委託する場合、再委託先も資格要件a、b、cを全て満足する必要がありますか。	SPCから工事監理業務を受託した者が、工事監理業務の全部を一括して若しくはその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。そのため、再委託先については、委託された従たる業務を適切に実施できる者である必要はありますが、資格要件と同様の要件を満足する者であるまでの必要はないものと考えています。なお、浄水施設建設工事の工事監理は、工事監理業務の主たる部分に該当すると考えます。
49	工事監理を担う者の資格要件		質問回答書	添付資料2				設計業務の実施を担う者の資格要件について、「浄水施設設計を担う者」と「排水処理施設設計を担う者」について土木・建築と機械設備を共に含んでいると思われそうですが、そのような解釈でよいでしょうか。	排水処理施設設計において建築物を含む場合は、ご理解のとおりです。

《入札説明書》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
50	入札参加資格について		質問 回答書	添付資 料2				7月15日夕方公表されました質問回答に添付され新たに付け加えられた資格として、オンサイト洗浄の実績に関し横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録されていることとあります。7月16日以降の手続きでは9月1日の登録となりこの分まで有効としていただくようお願いいたします。	平成20年7月15日公表 「第1回入札説明書等に関する質問回答書」添付資料2の資格要件に関する説明資料は、新たに付け加えた資格要件ではなく、平成20年6月3日公表の入札説明書の内容を分かりやすく示したものです。したがって、横浜市一般競争入札有資格者名簿への登録は、入札説明書第3-3(2)ア(7)に記載のとおり、随時登録申請又は「特定調達に係る入札参加資格申請手続き」のいずれかの方法により、入札参加資格確認申請時必要書類の提出期間の最終日(8月26日)までに登録が完了しているもののみを有効とします。
51	建築確認	実施方 針	質問 回答書	No.101 ~104				(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.133の関連) 第1回入札説明書等に関する質問回答書No.133で回答頂いておりますが、実施方針に関する質問回答書No.101建築確認への対応(申請者は事業者か否か)、No.102建築施主(施主は事業者か横浜市水道局か)、及びNo.103、104建築確認への対応(建築確認済証の交付の遅延に関するリスク負担は事業者か水道局か)について、明確な回答を頂いておりません。ご回答をお願い致します。	平成20年7月15日公表 「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.133で回答したとおり、申請者、建築施主ともに事業者です。したがって、建築確認済証の交付の遅延に関するリスク負担は事業者が負うこととなります。
52	水質検査棟移設時期	実施方 針	質問 回答書					(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.134の関連) 事業者管理区域にある、既設の水質検査(管理)棟の移設について、事業者が、工事工程に基づいて提案した時期に、横浜市様が実施して頂けるかの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
53	水質検査棟移設時期	実施方 針	質問 回答書					(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.134の関連) 事業者管理区域にある、既設の水質検査棟は事業者提案によって甲が実施するとありますが、第1段階の新設工事着手前の移設は可能でしょうか？	(質問No.52参照)
54	土壌汚染リスク	実施方 針	質問 回答書	No.441				土壌汚染リスクについて、管理対象区域外で工事を計画した場合でも、調査費用は事業者負担と回答がありますが、事業者側管理区域内で発見後は帰責は事業者ではないことから、水道局殿負担と考えてよいでしょうか。	平成20年7月15日公表 「第1回入札説明書等に関する質問回答書」質問No.187をご参照ください。発見後の処置費用は横浜市が負担します。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
55	事業者側管理範囲	2	第1	1	(7)	イ	(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.139の関連) 「事業者側管理範囲は、提案によって増減を認めます・・・」とする一方で、No.271、No.275では、最終処分場については、「事業者側管理範囲となります」としています。最終処分場を事業者管理範囲から除外する提案は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	エネルギー管理	3	第1	1	(12)	ア	「関係法令」には「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が記載されておられません。今回私共が提案させていただく予定の施設と横浜市殿の管理範囲の設備と合算しますと、年間エネルギー使用量は、原油換算で1500kLを超えることは確実であり、場合によっては3000kLをこえる可能性もあります。1500kL以上3000kL未満の場合、第2種エネルギー管理指定工場となり、毎年エネルギー使用に関する「定期報告書」を経済産業省の出先機関に提出する必要があります。また、3000kL以上の場合、第1種エネルギー管理指定工場となりエネルギー管理員を選任し、「定期報告書」に加えて「中長期計画書」を経済産業省の出先機関に提出する必要があります。このような業務は事業者の業務範囲外のものであり、すべて横浜市殿が処置されると考えてよいでしょうか。	川井浄水場においては、市側管理範囲と事業者側管理範囲において、それぞれ受変電設備を設ける計画です。そのため、事業者側管理範囲において、エネルギー管理指定工場となる容量を計画する場合については、民間事業者に報告書の提出を含めた対応を行っていただきます。市側管理範囲については、横浜市が対応を行う予定です。ただし、本事業では、合理的なエネルギー使用がなされるものと考えていますので、ご質問のような事態にはならないと想定しています。しかしながら、提案において管理指定工場となる場合には、エネルギー使用量の削減を将来求められることから、その削減量を踏まえた提案書の作成を行ってください。
57	遵守すべき関係法令等	3	第1	1	(12)		各種法律の中で、「施設の設置者」という表現がでてきますが、本事業はBTO方式ですので、施設の所有権は、市に移行しています。「施設の設置者」は横浜市であると考えるよろしいでしょうか。	法令等により、施設の「設置者」の定義は異なりますので、一律に横浜市であるとも事業者であるともいうことはできません。
58	遵守すべき関係法令等	3	第1	1	(12)		本事業の遂行にあたり遵守すべきガイドライン等がございましたら、ご教示ください。	応募者の提案内容に応じ、本事業を遂行するに当たり必要となる関係法令等（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドラインを含む。）を遵守する必要があります。入札説明書別添資料1「業務要求水準書」第1-4に記載している、水道維持管理指針などの「適用する仕様書等」も参考にしてください。
59	第三者委託	4	第1	2	(2)		(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.146の関連) 第三者委託の業務を担う者については、構成員又はSPCとし、第三者委託を受託する構成員の在籍者であればSPCに出向しなくても構わないとの回答がありますが、受託水道業務技術管理者が第三者委託を受託する構成員の在籍者であれば、SPCに出向しなくても構わないとの解釈でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	指針等の優先性について	6	第1	3	(1)		「これらの定義に矛盾又は相違がある場合は、・・・の順で優先して適用するものとする。」とありますが、技術的な内容についても同様との理解でよろしいでしょうか？指針等の定義とは技術上の根拠を伴うものと思料しますので、確認のためお願いします。	ご理解のとおりです。
61	残留塩素濃度目標値について	7	第1	3	(3)	ア	(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.158の関連) 配水池出口残留塩素濃度の目標値は、現状0.8mg/L、維持管理期間の初年度は0.6mg/L程度を想定されており、季節変動も考慮されること、また将来的には更なる低減化も考えておられることですが、そうしますと、維持管理期間中の目標値は0.6mg/Lに季節変動も考慮したものが最大との理解でよろしいでしょうか？維持管理費の薬品費の算定の根拠とする値が必要となりますので、ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
62	補正塩素注入の可能性	7	第1	3	(3)	ア	配水池出口の残留塩素を精度良くコントロールするためには配水池出口に注入点を設け、フィードフォワード+フィードバック制御が有効と考えますが、配水量の変動についてはどのような想定ができますでしょうか 回答例として〇〇～〇〇m ³ /hという表記を希望します。	業務要求水準書 第2(2)ウに記載したとおり、配水池流入管への管注入を求めています。そのため、配水池出口に注入点を設ける提案は認められません。配水池流入部での注入を行い、塩素の完全混合した浄水水質の管理を配水池流出側で行ってください。ただし、業務要求水準書第1-3(3)アに示す残留塩素濃度コントロールの評価については、膜ろ過施設の運転開始後1週間経過後からとします。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
63	最終処分場	16	第2	2	(1)	エ		最終処分場は、土壌調査不要であるものの事業者側管理範囲であるとご回答頂きましたが、最終処分場に関する事由に関して、増加費用等が発生した場合の対応について、貴市及び事業者の負担割合等につきどのようにお考えか、ご指示下さい。また、事業者が最終処分場の管理者となりますが、具体的に事業者はどのような業務を行うものと想定しておられますでしょうか。	緑化部の除草等の管理費用は事業者の負担となります。最終処分場の廃止に伴う調査及び最終処分場が原因の土壌汚染等があった場合の対策費用など事業者の責めに帰さない増加費用は、横浜市が負担します。
64	膜ろ過装置	18	第2	3	(2)	ア	(イ)	膜ろ過装置については「財団法人水道技術研究センターの認定品とする」とありますが、提案時点で取得している必要があると考えます。	平成20年3月31日公表「業務要求水準書(案)に関する質問回答書」No.202において「納入前に取得できれば問題」ない旨、回答しています。なお、審査において要求水準達成の確認を行うことから、現時点で認定されていない膜ろ過装置を提案する場合には、納入前に取得が可能である旨を示す合理的な根拠を提示してください。
65	浄水水質	19	第2	3	(2)	エ	(イ)	(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.205の関連) 今後危惧する水質項目の一つにアルミニウムというご回答をいただいておりますが、これは自然由来のアルミニウムと凝集剤に含まれるアルミニウムと考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	設計水平震度	20	第2	3	(3)	表3-1	1-8	地表加速度を800galとする設計水平震度の設定において、塑性化を考慮する設計手法の採択が可能との解釈でよろしいでしょうか？	横浜市では弾性解析での耐震診断を行っていることから、弾性解析を行ってください。
67	設計水平震度 (地表面加速度)	20	第2	3	(3)	表3-1	1-8	要求水準に地表面加速度を800galとして水平震度を設定することとありますが、800galの設定根拠は何でしょうか？ご教授ください。また、設計水平震度に対する照査は提案段階で必要でしょうか？	II種地盤での水平震度から地表面加速度を算出しています。構造計算等については、事業契約締結後の設計段階において提出を求めます。
68	監視廊または監視室	20	第2	3	(3)	表3-2	2-3	(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.219の関連) 配水池水面が監視できる施設とありますが、これは水平方向を監視するという理解でよろしいでしょうか。それとも垂直方向を監視するという理解でしょうか。ご指示ください。	水平方向の水面監視を考えています。
69	監視廊または監視室	20	第2	3	(3)	表3-2	2-3	監視廊または監視室は配水池水面の一部を監視する設備と考えてよいですか。	ご理解のとおりです。
70	配水池の塗装	20	第2	3	(3)	表3-2		コンクリート素地のみで腐食対策とする場合、壁面などの補修サイクルについてその経験値を持ち合わせていません。事業費の算出の際にどのように想定したのかご指示ください。	補修サイクルについては提示できませんが、予定価格の算出時には建設費に配慮しました。
71	温度ひび割れ指数	20	第2	3	(3)	表3-2	2-8	提案段階で温度ひび割れ解析を実施してひび割れ指数1.75を満足していることを確認しておく必要がありますか？	構造計算を含む詳細検討については、事業契約締結後の設計段階において提出を求めますが、考え方や対策等については提案書に記載してください。
72	配水池	21	第2	3	(3)	表3-4		流入管、流出管等の御提示された口径は、配水池の2池分割1池に対するものとしての理解となりますか。	片側運用で浄水能力を満足させることから口径については全水量分を想定しています。
73	配水池	21	第2	3	(3)	表3-4		相模湖系導水路の水位は約81.0mとの回答ですが、満水位または最高水位と考えてよいですか。	ご理解のとおりです。
74	残塩の計測位置	22	第2	3	(4)	エ	(オ)	「注入前及び注入後の残塩を計測可能にすること」とありますが、これについては別紙9-1内に示されている新設配水池流入前残留塩素と新設配水池出口後残留塩素に対応するものですか。	塩素注入設備の正常な稼働を確認することを目的として注入点前後の計測を要求していますので、各注入点の前後における測定を行ってください。
75	残塩の計測位置	22	第2	3	(4)	エ	(オ)	「注入前及び注入後の残塩を計測可能にすること」とありますが、次亜塩の注入前では残留塩素がありません。どのように解釈すればいいのでしょうか。	(質問No.74参照) 注入設備の動作状況を確認することを目的とすることから、注入前残留塩素濃度が0であっても計測してください。
76	電気室	23	第2	3	(5)	ウ	(エ)	事業者用管理棟の居室として電気室の建設が記述されていますが管理棟内に設置する必然性はありますか。同項で膜ろ過棟内に建設することも可能とあるため、別棟の電気室棟建設も可能と考えて良いですか。	電気室については、業務要求水準書に示す構成に分けて部屋を設けることが必須ですが、建設場所については自由です。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
77	電気室	23	第2	3	(5)	ウ	(エ)	「ウ 事業者用管理棟に建設する居室」の項目に電気室についての記載があり、「膜ろ過棟内に建設することも可能とする。」となっております。上記を満たすことは業務要求水準でしょうか。また、事業者管理棟、膜ろ過棟とは別の棟に電気室を配置する提案をした場合は業務要求水準を満たさないという判断になるのでしょうか。	(質問No.76参照)
78	排水処理方法	23	第2	3	(6)	イ	(7)	排水処理の方法を提案時と実施において、提案の方法よりも良いと判断される場合には協議をもって変更することが可能ですか。	入札説明書別添資料5「事業契約書(案)」第41条に基づき、協議を行うことができます。
79	計装監視設備	24	第2	3	(8)			「連続監視する流量、濁度、残留塩素濃度等・・・リアルタイムタイムで市へ伝送できるようにすること。」とありますが、上記の3項目とその後の25頁「イ計装機器」、「別紙9-1」で記載されている連続監視する項目がそれぞれ異なります。市殿への伝送する項目は事業者側判断で、連続監視する項目のうち必要と判断する項目のみと考えてよろしいのでしょうか。市殿で、伝送する必要のある項目が確定しておりましたら、具体的に伝送項目を教えてください。	水道局用管理棟2階の中継変換器盤に信号出力を行う必要がある項目は、道志川系着水量・膜ろ過流量・企業団相模原系流入水量・新設配水池水位・排水処理量(汚泥量及び排水量)・新設配水池流入前残留塩素・新設配水池出口後残留塩素・原水濁度・膜ろ過水濁度・新設配水池出口後濁度・原水pH・新設配水池流入前pH・原水水温・原水電気伝導率・新設配水池流出量です。 なお、場外系施設の監視に関する内容を明確にするため、添付のとおり、別紙9-1を修正します。
80	水質計測	25	第2	3	(8)	イ		(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.257の関連) 企業団水の水質計測について「現状は残留塩素の連続自動計測を行っており、引き続き実施していく予定です。」とありますが、測定データは事業者にも開示していただけますでしょうか。	横浜시가設置する情報端末機を用いて開示する予定です。
81	計装設備	25	第2	3	(8)	イ	(7)	流量計の口径は計測精度の面から縮小可能ですか。	水道施設設計指針に基づき設計してください。
82	計測機器	25	第2	3	(8)	イ	(イ)~(エ)	これらの計測機器は必須項目でしょうか。それとも、事業者の選択により変更可能ですか。	業務要求水準書に示す内容は、提案内容にかかわらず必須です。
83	計測機器	25	第2	3	(8)	イ	(キ)	「別紙9に示す配水池関連監視項目一覧表を基に、場内施設については以下の項目の制御・監視及び異常時警報の信号出力を行なうとともに中継変換器盤までのケーブル布設までを本工事で行なう。」とありますが、「以下の項目」としてはa、bの2つのみを考慮すればよろしいのでしょうか。それ以外に業務に含まれる項目があれば、具体的にご指示頂けますでしょうか。	(質問No.79参照)
84	電動弁の制御	26	第2	3	(8)	エ	(ウ)	別紙10-3で示されているNo.1の自動弁(原水管部)における平常時の制御については全開(100%開度)操作でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	弁の維持管理	26	第2	3	(8)	エ	(エ)	「事業者で設置し、市が監視及び制御を行う」電動弁については、維持管理も横浜市殿で行って頂けるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、様式集の様式III-63-①~④の年度別維持管理計画表の費用についても計上しなくてよいとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
86	手動弁の目的	26	第2	3	(9)	ア		別紙10-3に示された場内配管計画図によると膜ろ過設備から流量計を介して新設配水池に流入する自動弁(No.4、No.5)に分岐する直前に手動弁が存在します。この弁についてはメンテナンスの観点からも処理水を遮断するという観点からも不要と考えますので省略してよろしいでしょうか。 必須のものであるならば ①目的 ②バイパス弁の必要性 についてご教示ください。	No.4、5の電動弁に分岐する手前の手動弁は不要とします。
87	場内配管	27	第2	3	(9)	ア		施工上の問題から管路の各連絡場所は指定された場所をずらし変更してもよろしいですか。	原則として、変更は認められません。川井浄水場を再整備するに当たり、既存管をできるだけ更新していくことを前提に連絡部を設定していますので、指定した場所を前提に設計してください。その上で、施工時に問題が生じた場合は、変更を認めることとします。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
88	場内配管	27	第2	3	(9)	ア	表3-7	恩田幹線は不連続分岐工事φ1100×φ1100と同時期に3号配水池との連絡を遮断してもよろしいですか。	維持管理期間開始時点では3号配水池からの既設管とも連絡されている必要がありますので、同時期に連絡を遮断することはできません。
89	場内配管	27	第2	3	(9)	ア	表3-7	三保幹線は不連続分岐工事φ1100×φ1100と同時期に3号配水池との連絡を遮断してもよろしいですか。	維持管理期間開始時点では3号配水池からの既設管とも連絡されている必要がありますので、同時期に連絡を遮断することはできません。
90	場内配管仕様について	26	第2	3	(9)	イ		場内配管の設計に際し、各管路に関して水撃圧を考慮するかどうかについて教えてください。	考慮してください。
91	場内配管	27	第2	3	(9)			配管接続部での伸縮可とう管は必須ですか。	躯体との境界部には、伸縮性可とう管を用いてください。
92	場内配管	27	第2	3	(9)	イ	(ア)	場内配管においてφ50mm以下の管種は自由と考えてよいですか。	浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）の材質は、水道施設の技術的基準を定める省令第1条を遵守してください。給水管については、「給水装置工事設計・施工指針（横浜市水道局）」に準拠してください。なお、「給水装置工事設計・施工指針（横浜市水道局）」については、横浜市水道局ホームページをご参照ください。
93	バイパス弁	27	第2	3	(9)	イ	(オ)	バイパス弁についてその目的と定義を提示してください。	「水道施設設計指針 2000年版」のP.511をご参照ください。
94	バイパス弁	27	第2	3	(9)	イ	(オ)	別紙10-3で示されているNo.1の自動弁（原水管部）についてはバイパス弁が必要であるとの理解でよろしいですか。その場合、手動でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
95	バイパス弁	27	第2	3	(9)	イ	(オ)	別紙10-3で示されているNo.1の自動弁（原水管部）についてはバイパス弁が必要であると考えますが、そもそもバイパス弁とは（バイパス管とは異なり）対象の弁に対して手動弁を並列に取り付けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	バイパス弁	27	第2	3	(9)	イ	(オ)	配水池に流入および配水池から流出する配管部に計画されている自動弁及び手動弁についてはバイパス弁が不要であるとの理解でよろしいですか。	管径400mm以上の弁には、バイパス弁を設置してください。
97	最終処分場の使用	28	第2	3	(10)	エ	(ア)	最終処分場の廃止手続きは横浜市で実施されることとありますが、民間事業者が施設整備工事に際して当該土地の利用を計画している場合、当該廃止手続きは事業者の提案する時期までに実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	最終処分場の跡地利用は緑地とします。なお、最終処分場の廃止手続は第1段階の覆土終了後に行います。
98	付帯施設設計	28	第2	3	(10)	エ		最終処分場の一部を構内道路として使用することは可能でしょうか。	最終処分場の跡地利用は緑地とします。
99	雨水排水経路	28	第2	3	(10)	カ		（平成20年3月31日公表「業務要求水準書（案）に関する質問回答書」No.431の関連） 質問の回答で、降雨強度の式をご提示されていますが、提案する排水面積に対応した降雨強度の算定式を採用して、雨水排水設計を行っても差し支えありませんか。	変更することはできません。横浜市が提示した算定式を用いてください。
100	撤去対象施設	29	第2	3	(11)	ア	(イ)	本PFI事業用地の敷地境界沿いにある既存フェンスはそのまま残存し、運営期間中、継続使用してもよろしいでしょうか。	入札説明書第2-4(2)イ(イ)の「その他不要な付帯施設」に該当しない施設は、使用を継続することが可能です。
101	薬品単価	36	第2	7	(1)	ア	(イ)	薬品類の調達についても運転管理に含まれることとありますが、試算の参考用として現在水道局で調達されている薬品単価について情報をご提供ください。 ①次亜塩（濃度およびJWWA品質もお知らせください） ②PAC ③活性炭（仕様もお知らせください）	横浜市水道局において調達した薬品の契約金額及び数量は、横浜市ホームページ「入札のとびら」に契約結果情報を公表していますので、参考にしてください。また、次亜塩素酸ナトリウムの規格については、「JWWA K 120:2008」の一級、製品Iの品質をご参照ください。粉末活性炭の規格については、「JWWA K 113:2005」をご参照ください。
102	汚泥の処理	36	第2	7	(1)	ア	(ウ)	事業者が浄水した後、発生した汚泥を自ら処理する場合については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の業の許可は必要がなく、第15条の設置許可は必要と回答をいただいておりますが、本回答より排出事業者は貴市と考えてよろしいでしょうか。	排出事業者は事業者となります。なお、ご相談先は横浜市資源循環局産業廃棄物対策課となりますので、事前連絡の後、ご確認ください。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
103	汚泥の処理	36	第2	7	(1)	ア	(ウ)	汚泥の排出事業者は貴市であり、多量排出事業者（廃掃法上、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000 t以上の事業場）を対象とした計画と状況報告等についても排出事業者である貴市と考えてよろしいでしょうか。	(質問No. 102参照)
104	汚泥の処理	36	第2	7	(1)	ア	(ウ)	本水道事業は横浜市殿の事業であり、設備も横浜市の施設となるために設置許可申請は横浜市殿が行われるという認識でよろしいでしょうか。	設置許可申請者は事業者となり、使用前検査受検後、所有権の移転に伴い、施設の継承及び施設の借受手続きを行っていただきます。なお、ご相談先は横浜市資源循環局産業廃棄物対策課となりますので、事前連絡の後、ご確認ください。
105	汚泥の処理	36	第2	7	(1)	ア	(ウ)	汚泥の有効利用で、産業廃棄物中間処理委託時に manifests の発行を行わなければならないが、貴市が発行することによってよろしいでしょうか。	manifests の発行は、排出事業者である事業者が行います。なお、ご相談先は横浜市資源循環局産業廃棄物対策課となりますので、事前連絡の後、ご確認ください。
106	汚泥の処理	36	第2	7	(1)	ア	(ウ)	産業廃棄物中間処理施設設置者として施設を適正に維持管理するために技術管理者を置く必要がありますが、貴市で技術管理者を置かれるという考えでよろしいでしょうか。	技術管理者は、事業者が配置してください。なお、ご相談先は横浜市資源循環局産業廃棄物対策課となりますので、事前連絡の後、ご確認ください。
107	運転管理業務	36	第2	7				e-Water実験等の結果を元に提案を行うことが最も適切であるとの回答がありましたが、20年の維持管理期間中において、原水水質引渡し条件の範囲内であっても、実験当時とは運転条件が異なってくる可能性もあると見られますが、そのような場合、膜ろ過装置の運転方法や洗浄方法等について、提案時とは異なる方法が必要になったとしても事業者側の負担において、業務要求水準や提案水準を満足させなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	平成20年7月15日公表 「第1回入札説明書等に関する質問回答書」質問No. 190で回答した「川井浄水場の原水で確認した膜ろ過流速を基準に設計することは、最も適切である」とは、提案される膜ろ過装置の確かさを高めるための施策として記載したものであり、実験結果だけを用いて膜ろ過装置の仕様決定を求めるものではありません。そのため、e-Water等の実験結果で膜ろ過流速を決定した場合でも、原水引渡し条件内においては、どのようなときでも事業者の負担において要求水準を満足していただく必要があります。
108	受託水道業務技術管理者の配置	37	第2	7	(2)	ア		(平成20年7月15日公表 「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 326 の関連) 水道法施行令第6条に記載の業務経験を満たす者（日本水道協会の講習会修了者ではない者）で申請する場合、その業務経験を証明するためにはどのような手法でどのような書類が必要でしょうか。具体的に教えてください。	職歴証明書を提出していただくことを想定しています。
109	有資格者	37	第2	7	(2)	ア		(平成20年7月15日公表 「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 320 の関連) 「水道技術管理技士1級取得者は常駐の場合は24時間となります」と記載されていますが、常勤（本事業の勤務地で労働時間を勤務）が要求水準であり、常駐（本事業の勤務地で24時間勤務）の義務はないとの解釈でよいでしょうか。	水道浄水施設管理技士1級取得者は、常勤する必要があります。
110	有資格者	37	第2	7	(2)	ア		(平成20年7月15日公表 「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 320 の関連) 水道浄水施設管理技士1級取得者は『常駐』とありますが、24時間常駐する必要がありますでしょうか。24時間常駐となると、2名以上の有資格者が必要となりますが、どのようにお考えでしょうか。	(質問No. 109参照)
111	設計書	38	第2	8	(1)	ア		(平成20年7月15日公表 「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 327 の関連) 「提案される設計図書を示します。」とありますが、設計図書とは、提案書のことでしょうか。それとも、受注後に事業者が作成する設計図書のことでしょうか。	事業契約締結後の設計段階において提示していただく詳細な設計図書を指します。
112	保全管理業務	39	第2	8	(2)			新設配水池の点検項目等一覧表において、「5年に1度は必ず清掃を行うこと」と記載がありますが、清掃に必要な用水は、試運転同様、横浜市様より提供されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
113	施設公開業務	43	第2	12	(2)			(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 336の関連) 「横浜市はお客様からの申し込みを断りません。」とありますが、事業者側の維持管理体制を明確にした提案を行うために、浄水場で1回の見学受け入れ上限人数をご教示ください。	実績から、120名程度と考えています。
114	マンガン及びその化合物要求水準値	2	別紙	2	水質基準項目	37	マンガン及びその化合物	横浜市水道局殿ホームページの浄水場施設概要・川井浄水場にてろ過地：マンガン接触ろ過 浄水処理方式：中間塩素処理 という表記があります。 実際、現在の川井浄水場ではマンガン砂による溶存マンガン低減効果を期待していますか。 また、流入前及び流出側（浄水）の溶存マンガンはどの程度低減していますか。	マンガン砂によるマンガン低減効果は考えていません。 平成18年度では、原水の溶存マンガンは最大0.002mg/L、浄水の総マンガン（浄水は総マンガンのみ測定）はほとんどのケースにおいて0.001mg/L未満であることから、浄水処理工程で酸化除去されていることが考えられます。道志川系原水中の溶存マンガン濃度は比較的低く、浄水水質に影響を与えるレベルには達していません。
115	溶存マンガンへの対応	2	別紙	2	水質基準項目	37	マンガン及びその化合物	溶存マンガン濃度がマンガン及びその化合物の要求水準値である0.005mg/Lを上回る場合、マンガン対策を行う必要があります。 マンガン対策を検討するため溶存マンガンの引渡し水質条件をご提示頂けませんか。	0.005mg/L以下とします。
116	浄水水質要求水準値	2	別紙	2	水質基準項目			本事業における浄水水質の要求水準値と、横浜市水道局殿の上位計画であるところの「横浜市水道局 平成20年度水質検査計画」で定められている水質検査表の基準値とは、大きく異なっておりますが、その理由をお聞かせください。本事業は、横浜市水道局殿の事業であることから、その事業で実現する性能水準について、全体計画と整合を取ることが、横浜市民に対する公平性の面から考えて、妥当であると考えます。	横浜市では、国の水質基準よりも厳しい横浜独自の水質目標に基づく水質管理を行っています。「横浜市水道局 平成20年度水質検査計画」で定めている水質検査表には、水質基準項目の基準値が掲載されています。一方、本事業の浄水水質の要求水準値は、「横浜市水道局浄水場水質管理計画」の水質管理目標値を基本としていることから、全体計画と整合は取れています。
117	浄水水質要求水準値	2	別紙	2	水質基準項目			本事業の浄水水質要求水準値は、横浜市水道局殿全体の水質検査計画の基準も、将来の施設更新や技術革新の普及を受けて本事業の要求水準値に近づいていく方向にあることから、設定されていると考えてよろしいでしょうか。その場合、仮に将来の横浜市水道局殿の水質検査基準が変わらない場合、本事業の浄水水質要求水準値は、上位計画と整合をとる必要性があると考えます。本事業で実現する性能水準が、横浜市水道局殿の全体計画から乖離している事は、行政の公平性という観点から考えて混乱を生じる恐れがあると考えますが、如何でしょうか。	(質問No. 116参照)
118	要求水準の判断	2	別紙	2				(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 349の関連) 「事業者側が水質管理上必要と判断して設置した連続式の計器等の値」について、「食品を扱っていることを自覚し、要求水準を満たす」とのことですが、連続式の計器が信号のエラー等によって瞬間的に異常値を示した場合は要求水準の判断の範囲外との理解でよろしいでしょうか？	要求水準では、浄水過程における判断を示していません。事業者の管理上設置される機器の故障については、事業者の運転管理上のリスクとなりますが、横浜市としては如何なるときでも別紙2の「浄水水質要求水準値」を満足することを求めます。 そのため、浄水引渡時において、要求水準値を越える値を示した場合には、計器の故障を問わず浄水水質要求水準値の未達となります。
119	THMの浄水水質要求水準値について	2	別紙	2				THMの浄水水質要求水準は配水池出口で0.01mg/Lです。一方、TOCのそれは1mg/Lに設定されています。膜処理前段での凝集処理等の必要性、施設規模を検討するための資料として、現時点での配水池出口のTOC濃度とTHM濃度の関係が判断できる資料をご提供下さい。	図書館等で公開している水質試験年報をご参照ください。なお、最新版については横浜市水道局ホームページにも掲載しています。
120	浄水水質要求水準値の考え方	2	別紙	2				本PFI事業が提示している浄水水質要求水準値は年間平均値と考えてよろしいでしょうか。	常時達成しなければならない浄水水質要求水準値です。
121	浄水水質要求水準値の考え方	2	別紙	2				アルミニウム、色度の浄水要求水準値を十分満たすために「酸によるpH調整」も検討しています。この場合、アルミニウムや色度の処理状況などを判断しながら凝集pH値を低下させることとなりますが、膜ろ過水pHが7.0を下回るおそれもあります。この場合、配水池出口のpH値が要求水準値を満たしておればよいと理解してもよろしいでしょうか。また、配水池出口でのpH調整は事業者の責任範囲と理解するのでしょうか。	pH測定は、業務要求水準書第2 3 (8)イ(エ)において、原水と膜ろ過水について連続計測することを求めています。また、別紙2においてはpHのコントロール範囲を示しており、pH調整の有無を問わず、膜ろ過水及び配水池出口において、浄水水質要求水準値内である必要があります。

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答		
122	T O Cの原水水質引渡し条件と浄水水質要求水準値	2	別紙	2 3				膜ろ過方式を基本とする処理ですが、M F膜、U F膜の単独処理でのT O C除去率は20～40%程度だと考えます。浄水水質要求水準値（1mg/L）からみると、原水水質引渡し条件（2mg/L）は厳しい値と考えます。膜処理前段に凝集処理や粉末活性炭処理等の前処理が必要と考えますが、貴市におかれましては、このような前処理を前提に引渡し条件を設定されたのでしょうか。また、平成14年から平成18年の原水平均値は0.8mg/Lとのことですが、前処理の必要性、施設規模を検討するための資料として、原水T O Cが1.0mg/L、1.5mg/Lを超過する年間頻度をご提示下さい。	前段については、単独処理で要求水準を達成できない膜については前処理を前提にしています。原水引渡し条件の範囲であれば、要求水準を常に達成できるようにしてください。なお、要求水準を達成できない提案は失格となります。後段については、図書館等で公開している水質試験年報をご参照ください。	
123	T O Cの原水水質引渡し条件と浄水水質要求水準値	2	別紙	2 3				T O Cなどの高度処理を伴わずして除去が困難な物質については川井浄水場で処理するのではなく、青山沈殿池で低減する方法が費用的、頻度的などあらゆる観点から合理的であると考えますが、いかがでしょうか。	横浜市で対応すべき水質項目については、あらかじめ要求水準と原水引渡し条件を同一にしています。	
124	原水水質参考値	3	別紙	3				（平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 350の関連） 第1回入札説明書等に関する質問回答書の回答No. 350において最大色度発生時の水質を提示いただきましたが、このとき青山沈殿池での処理はどのような状況だったのでしょうか。 凝集剤を注入を伴った数値であると推測しますが、アルカリ剤や活性炭の注入はあったのでしょうか。	平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」質問No. 350に示した測定値は、青山ずい道出口（青山沈殿池の手前）での値です。この測定日には、青山沈殿池で4時間にわたり平均25mg/LのP A Cの注入を行いました。その他薬品の注入は行っていません。	
125	原水p H値の引渡し条件	3	別紙	3				川井浄水場原水のp H値は表流水系の水道原水としては比較的高い値を示しており、過去5年間での最大値は8.86と引渡し条件を超過しています。原水p H値上昇の原因並びに将来動向について貴市のご見解を教えてください。	道志川系単独の原水p Hは最高でも8.5に達することが稀にある程度で、この傾向は将来も大きな変化はないと考えています。なお、p H値が高い場合、横浜市は青山沈殿池で対応し、原水水質引渡し条件である8.6以下にコントロールします。	
126	原水p H値の超過した場合の対応	3	別紙	3				原水p H値が8.6を超過し、浄水水質要求水準を満たさないと判断された場合、原水濁度超過時（30度以上）と同様の措置として貴市に連絡の上、浄水処理を停止と考えてよろしいでしょうか。	別紙3-1に示す原水引渡し条件（浄水水質要求水準ではありません。）を超える場合においては、横浜市の責任ですので、横浜市に連絡の上、浄水を停止してください。	
127	原水水質引渡し条件について	3 4	別紙	3				原水水質引渡し条件（2/2）表中の農薬類の引渡し水質条件の単位をご教示下さい。	各農薬の検出値と目標値との比の総和であり、単位はありません。	
128	原水水質引渡し条件について	3 4	別紙	3				臭気強度など引渡し水質条件が明記されていない箇所がありますが、明記下さい。	原水水質引渡し条件のうち、臭気強度（T O N）は3以下、溶存鉄は0.03mg/L以下、溶存マンガンは0.005mg/L以下とします。その他の引渡し水質条件が空欄の項目については、引渡し水質条件を設定しませんが、原水水質参考値を参考にしてください。	
129	原水水質引渡し条件について	3 4	別紙	3				その他自主項目表中の水質項目の単位をご教示下さい。	その他自主項目の水質項目の単位は以下のとおりです。 項目No. 2、3、8、11、12、13 mg/L 項目No. 4 N/mL 項目No. 5 CFU/mL 項目No. 6、7 個/10L 項目No. 9 mS/cm	
130	原水の溶存マンガン濃度	4	別紙	3	2	その他自主項目	13	溶存マンガン	原水水質参考値（H14、15、16、17、18）の溶存マンガン最大値は0.003mg/Lであり、マンガン及びその化合物の要求水準値である0.005mg/Lを下回っています。これに対し、水質試験年報では溶存マンガンはH14年に最大0.009mg/L、H16年に最大0.008mg/Lとなっており、要求水準値を上回っています。どちらが正しいのでしょうか。	平成14年度の水質試験年報における、川井浄水場原水での溶存マンガン最大値は0.009mg/Lですが、この時期の原水は道志川系と相模湖系の混合水であるため、混合水での値です。また、平成16年度の水質試験年報における、川井浄水場原水での溶存マンガン最大値は0.008mg/Lですが、同様に混合水での値です。そのため、これらの値は相模湖系原水の影響が大きいものと思われます。水質試験年報において、川井浄水場の水質試験結果を参照される場合は、原水の系統にご注意ください。原水系統については、水質試験年報内の水質概要をご参照ください。
131	溶存マンガン	4	別紙	3	2				（質問No. 130参照） 図書館等で公開している水質試験年報をご参照ください。なお、最新版については横浜市水道局ホームページにも掲載しています。	

《入札説明書別添資料1 業務要求水準書》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
132	最終処分場の使用	8	別紙	7				(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.373の関連) 最終処分場の一部に周回道路が通ることは可能でしょうか？	(質問No.98参照)
133	現状門の利用	35	業務要求水準書(案)	質問回答書	No.611			(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.405の関連) 「現状門の利用については、その都度許可を得ていただければ可能」であり、建設中の仮出入口設置も可能との回答ですが、維持管理期間中に現状門以外の常設の出入口を設置することも可能でしょうか。	事業者側管理範囲内であれば、常設の出入口の設置は可能です。
134	工場検査について							機械、電気設備などの製造者の工場検査については、横浜市の立会いが要求されますでしょうか。要求される場合は、横浜市水道局標準仕様書に基づくものと考えますが、それ以外に考慮すべき仕様はありますでしょうか。	工場検査の立会いはする予定はありません。
135	水道法第20条に基づく水質検査							(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.363、348、334の関連) 水道法第20条登録検査機関は、民間事業者(財団法人・社団法人を含む)が掲載されています。『水道事業者』は水道法第20条登録検査機関として含まれるのでしょうか。 含まれるとの解釈である場合、横浜市水道局様に水質検査業務を委託することは可能でしょうか。	横浜市水道局に水質検査業務を委託することは可能です。

《入札説明書別添資料2 落札者決定基準》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
136	落札者の決定	4	第3	3				(平成20年7月15日公表「入札説明書等に関する質問回答書」No.420の関連) 落札者が契約に至らない状況が発生した場合、再入札を予定されているとのことですが、今回は落札者が優先交渉権者となるという方式は採られないとの理解でよろしいでしょうか？	落札者決定後、落札者が事業契約に至らない状況が発生した場合は、再入札となります。したがって、次順位の応募者が優先交渉権者となることはありません。
137	落札者の決定	5	第4	2				(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.422の関連) 基本協定の締結日の翌日から事業契約の締結日の間、落札者の構成員が第3 3(2)の入札参加資格を欠くに至り、市がSPCと事業契約を締結しないことになった場合、再入札となるのでしょうか？	そのように考えています。
138		8	別紙	1	2	(2)	ア	出資者又は劣後ローン拠出者について、SPCの債務を負担しうる能力があるかという点の確認基準として、利払能力及び有利子負債比率を挙げられておりますが、①出資者及び劣後ローン拠出者はSPCの債務の保証を行っていない場合が多いかと思料しますが、その場合でも出資者又は劣後ローン拠出者が返済義務を負っていないSPCの債務負担能力を確認する意図はどこにあるのでしょうか。②利払能力及び有利子負債比率共に、出資者及び劣後ローン拠出者自身の負債(≠SPCの負債)の債務負担能力の指標であり、必ずしもSPCの債務額に關係するものではありませんが、当該指標を使われる趣旨はどのようなものなのでしょうか。	出資又は劣後ローンを拠出する者の債務負担能力の確認は、各企業の財務能力を見ることにより、何らかの理由によりSPCに追加出資などの対応が必要となった場合に資金拠出が可能かを判断しようとするものです。
139		8	別紙	1	2	(2)	ア	出資者又は劣後ローン拠出者に対する代替信用補完措置としては、金融機関等による出資金拠出義務又は劣後ローン実行義務の履行保証が該当するとの旨を第1回質問回答No.428、431、432で回答されていますが、事業契約締結以前に、出資者及び劣後ローン拠出者がSPCに対して全額の出資又は劣後ローン実行を行うという手段でも代替信用補完措置として認めていただけますでしょうか。	認められません。
140	確認基準「代替信用補完措置」	8	別紙	1	2	(2)	ア	「役割に応じた代替信用補完措置」について、第1回質問回答書 No.428において、「保証書(様式自由)等を提出することで、対応がなされているものとする」とありますが、保証書に記載しなければならない事項があればご教示願います。	質問No.138の回答の趣旨を踏まえ、応募者が適切に判断してください。
141	事業遂行能力の確認	8	別紙	1	2	(2)		(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.428の関連) 第1回入札説明書等に関する質問回答書 No.428において、確認指標を満たしている他の構成員、銀行又は保険会社による履行保証の徴求により代替信用補完措置が満たされるのご回答がありますが、確認指標を満たしていない構成員の親会社(100%出資)による履行保証書の徴求により、代替信用補完措置が充足されているみなされるかご教示ください。	「確認基準を満たしていない構成員」の親会社(100%出資)が確認基準を満たしている場合は、当該親会社による履行保証書の差入れによって、代替信用補完措置とみなすことができます。「確認基準を満たしていない構成員」の親会社(100%出資)が確認基準を満たしていない場合は、当該親会社による履行保証書の差入れによっても、代替信用補完措置とみなすことはできません。
142	代替信用補完措置	8	別紙	1	2	(3)	ア	代替信用補完措置が必要な構成員の債務の履行を保証する旨の書面は、当該構成員が事業契約で定められる契約保証金に代わる履行保証保険契約で、当該代替信用補完措置が完備されたとの理解でよろしいでしょうか。 あるいは、当該構成員の債務(出資、劣後ローン、SPCに対する業務費等)の履行につき、建設期間中の違約金に対応する契約保証金あるいは履行保証保険とは別に、当該構成員の債務につき保証を行うものとの貴市ご認識でしょうか。貴市のお考えにつきご教示下さい。	工事期間中の違約金に対応する契約保証金又は履行保証保険とは別に、代替信用補完措置を付すことが必要です。

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
143	代替信用補完措置	8	別紙	1	2	(3)	ア	代替信用補完措置が必要な構成員の債務の履行を保証する旨の書面について、当該構成員に加え他の構成員がJV契約により当該構成員が行う業務に参画し連帯保証を行うことを証する書面を提出すること、代替信用補完措置が満たされているとの理解でよろしいでしょうか。また、当該構成員に加え他の構成員がJV契約により当該構成員が行う業務に参画する場合、参画する構成員は当該業務を行う上での実績等を満たしていない場合も認められるか、貴市のご見解をご教示下さい。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、複数の企業が共同企業体を編成し、SPCから、本事業の対象業務を受託することは可能ですが、共同企業体の構成企業の各々が、分担する業務についての入札参加資格要件を満たしていただく必要があります。
144	耐震性向上に関する評価	9	別紙	2				(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.437の関連) 「耐震性については要求水準であるため、基礎審査において要求水準を達成しているかを審査します」との回答ですが、要求水準を上回る耐震性を確保しても加点されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	評価項目	10	別紙	2				「電気設備・計装設備設計における提案」の「自家発電設備」という評価項目についてですが、別の箇所でも評価項目が存在していない、「受変電設備」も、本項目に含むと考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	地球温暖化ガスの排出抑制・削減	11	別紙	2				(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.441の関連) 定量的な評価を行うとのことですが、評価に際しての具体的な方法や考え方についてご教示願います(例えば、提案時には地球温暖化ガスの排出量と提案の地球温暖化ガス削減策を実施しなかった場合の排出量の比較等を明記等。)	使用エネルギー量×エネルギー別CO ₂ 排出原単位で算出します。
147	運転管理業務の実施を担う者の実績を評価する。	14	別紙	2				(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.446の関連) 運転管理業務の実施を担う者の実績について、平成8年4月1日以降の全契約実績となると数百件ありますが、この全ての契約書・仕様書の写しを提出する必要がありますでしょうか。 契約書・仕様書の写しは代表的な物件のみとし、添付書類として運転管理業務の実績表を提出したいと考えます。	様式IV-2-③には、契約書・仕様書等の写しを添付する必要はありません。契約書原本の写し、及び業務の履行が完了していること若しくは継続中であることを証明する書類の添付が必要な様式は様式I-6のみであり、これは入札説明書第3-3(2)イ(ウ)dを確認するために求めるものです。 別紙2「性能評価の視点」にある「運転管理業務の実施を担う者の実績」の評価は、様式IV-2-③を基に行います。なお、様式IV-2-③に記載していただいた実績のうち評価の対象となるのは、平成8年4月1日以降に受託した日量1千m ³ 以上(公称能力)の浄水能力を有する浄水場の運転管理実績に限るものとします。
148	提案全体のバランス	15	別紙	2				(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.449の関連) 審査委員会における本事項に関する具体的な判断の基準をお示しください。	提案全体のバランスの審査に関する判断基準をお示しすることはできません。

《入札説明書別添資料3 提案書作成要領及び様式集》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
149	入札参加資格確認申請時必要書類	1	第1	1	(1)	(エ)	(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.450の関連) 第1回質問回答No.450において、「入札参加資格確認申請時には協力会社に関する添付書類を提出する必要はありません。」とありますが、協力会社がある工事業務の実施を担う場合でも、当該工事業務に関する特定建設業許可証写し、総合評価点通知書の写し、配水池の建設実績証明(土木の場合)を添付する必要はないということでしょうか。	(質問No.27参照)	
150	入札参加資格確認申請時必要書類	1	第1	1	(1)	(エ)	上記質問において添付が必要とされた場合、協力会社の企業名が明らかになるものと考えられますが、入札時必要書類の提出に際して企業名を変更することは可能でしょうか。この場合、添付書類関係を提案書と提出と同時に再提出することよろしいでしょうか。	(質問No.27参照)	
151	工事業務の実施を担う者の明記	1	第1	1	(1)		(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.450の関連) 質問450の回答で「・・・入札参加申請時に協力会社に関する添付資料を提出する必要はありません・・・」と回答頂きましたが、様式I-1の「入札参加資格確認申請時必要書類一覧表」の項目の添付資料はすべて提出必要と考えてよろしいでしょうか。	協力会社については、事業契約の締結日に入札参加資格の保有を確認するため、入札参加資格確認申請時には協力会社に関する添付資料を提出する必要はありません。ただし、入札参加資格申請確認基準日から事業契約の締結日までの間に変更が見込まれないと考えられる協力会社としての資格要件については、あらかじめ入札参加資格確認申請時に添付資料を提出することができます。この場合であっても、協力会社としての資格要件は、事業契約の締結日に確認を行います。	
152	入札参加資格確認申請時必要書類	1	第1	1	(1)		応募者の構成員一覧表について、「工事業務を担う者」が協力会社の場合においても、様式I-3には当該協力会社は記入せずに、あくまで構成員のみの記載ということよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。協力会社については、様式I-3に記入する必要はありません。入札時必要書類のうちの様式IV-2-①、IV-2-②A・②Bに記載してください。	
153	提出書類への押印等	1	第1	1			使用する商号又は名称、所在地、代表社名、印について質問致します。貴市入札参加資格審査申請において、各社代表者(代表取締役等)から委任状を発行、入札や契約締結等に関して委任しかつ登録している場合は、その委任先の商号又は名称、所在地、代表社名、印を使用するものとします。	ご理解のとおりです。	
154	入札時必要書類	6	第1	2	(3)	ア	(イ) (ウ) (エ)	技術提案書、事業提案書、提案書別添資料で、「A4版の用紙の縦使用を基本とするが、必要に応じて、A3版の用紙の横使用も可とする。」とありますが、様式集の備考欄にA4版で指定されている書類についても必要に応じてA3横で作成しても良いということですか？	用紙サイズの指定がある様式については、指定のサイズの用紙を使用してください。用紙サイズの指定がない様式については、A4版の用紙の縦使用を基本としますが、必要に応じて、A3版の用紙の横使用も可とします。
155	提案書別添資料	6	第1	2	(3)	ア	(エ)	(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.467の関連) 指定以外の別添資料についても評価の対象となることですが、審査の公平性を保つためにも様式に定められたもの以外の提案書類の提出及び評価対象としての指定は制限すべきと思料致しますが、いかがでしょうか。	平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.467にも記載したとおり、原則として様式内に記載することを求めています。そのため、別添資料を提出する場合であっても、様式内には提案の結論や概要を記載してください。その上で、別添資料には、様式内に記載された内容の補足や根拠を記載することを認めます。 なお、別添資料の添付を認める旨の記載のない様式については、別添資料の添付を認める旨の記載がある様式と同等以上の必要性が認められる場合のみ、別添資料を評価の対象とします。
156	入札時必要書類	6	第1	2	(3)	ア	(カ)	質問No.471において「応募者を特定できる内容の記載はしないでください。」とありますが、特定可能な記載があった場合には失格となるのでしょうか。事業実績の記載や特殊な技術、工法、特許の記載、グループ企業によるバックアップの記載等を提案・訴求する場合において、提案内容に大きな制約をうける可能性があります。具体的な企業名は記載しないように努めますが、審査員の見識等により応募者が特定された場合でも不利な取扱を受けないようお願い致します。	応募者の特定が可能な記載があった場合でもそれのみで直ちに失格とはなりませんし、不利な取扱いはしませんが、別添資料として添付するカタログを含めて、応募者を特定できないよう工夫してください。
157	会社名の記載	6	第1	2	(3)	ア		(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.471の関連) 別添資料に添付するカタログについては、会社名、ロゴマーク等、応募者を特定できる内容の記載があってもよろしいでしょうか？	(質問No.156参照)

《入札説明書別添資料3 提案書作成要領及び様式集》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
158	入札書	7	第1	1	(2)	イ	入札書(様式Ⅱ-1)は封印して提出しますが、封筒の寸法、記載事項(宛先名、工事名称、日付、入札社名、代理人名等の記載内容、記載場所、記載要否)、封印箇所等を図示等にて明確にご指示下さい。	入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式集」第1 2 (3)イのとおりです。なお、入札書の様式No.は、様式Ⅱ-2です。
159	電子データの提出	7	第1	2	(3)	イ	(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.485の関連) 「CADソフトを用いて作図したものをPDFに変換し、該当する様式のWord、Excelに貼り付けて提出」とのことですが、CADソフトをPDFに変換した場合、図や文字の鮮明さが大きく損なわれる場合があります。そのような場合、CADソフトで作図したものを直接、該当する様式のWord、Excelに貼り付けて提出することも可として頂いてよろしいでしょうか?	データでの提出に当たっては、応募者で使用するCADソフト等を横浜市が保有していない場合もあることから、CADデータなどの元データを貼付したものと、PDFに変換して貼付したものの両方を提出してください。
160	契約書原本	9	第2	様式	I	1	膜ろ過装置の製造を担う者の膜ろ過装置の製造・設置実績を確認できる契約書原本及び仕様書等を入札参加資格確認申請時に提出することになっておりますが、契約書原本は社内の控えであるため、契約書原本の写しを提出することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	契約書原本	9	第2	様式	I	1	工事業務の実施を担う者の配水池の建設実績(元請としての施工実績)を確認できる契約書原本及び仕様書等を入札参加資格確認申請時に提出することになっておりますが、契約書原本は社内の控えであるため、契約書原本の写しを提出することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	契約書原本	10	第2	様式	I	1	維持管理業務の実施を担う者の膜ろ過装置の運転管理実績を確認できる契約書原本及び仕様書等を入札参加資格確認申請時に提出することになっておりますが、契約書原本は社内の控えであるため、契約書原本の写しを提出することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	契約書原本	10	第2	様式	I	1	維持管理業務の実施を担う者のオンライン洗浄の実績を確認できる契約書原本及び仕様書等を入札参加資格確認申請時に提出することになっておりますが、契約書原本は社内の控えであるため、契約書原本の写しを提出することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	提案書様式全般		第2	様式	III		提案書の中では、定められた様式中に他の様式を参照する記述を設けて記載事項・図表などの重複を避けることは可能でしょうか。	可能です。ただし、入札説明書別添資料2「落札者決定基準」別紙2に示すとおり、性能評価は、あらかじめ定めた様式を基に行うことから、必要な内容は該当する様式に記載されるものと考えています。
165	水収支フロー図	42	第2	様式	III	16	「水収支フロー図に示す各水量については、水収支計算書(様式Ⅲ-17)に示す最大数値を記述」とのことですが、この意味は水収支計算書(様式Ⅲ-17)に示す各水量で最大の月の数値を記述するという意味でしょうか?その場合、水収支フロー図に様々な月の水量の値が記述されることになり、水収支フローとしてはバランスしなくなります。それとも、どれかの数値で最大を示す月の各水量をフローに記述するという意味でしょうか?その場合、どの数値かをご教示下さい。	様式Ⅲ-16で示す最大数値とは、膜ろ過設備に関わる水量(洗浄排水量等)の最大月を想定しており、様式Ⅲ-17の12か月中のある月と一致すると考えています。
166	水収支計算書	43	第2	様式	III	17	薬品洗浄水量は、薬品洗浄を毎月行わない場合、その月は空欄または0でよろしいでしょうか?また、その場合、エクセル関数上の計算式を書き換えてもよろしいでしょうか?	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
167	水収支計算書	43	第2	様式	III	17	表中の薬品洗浄水量(m ³ /日)の計算式が、薬品洗浄必要水量(m ³)を365日で割る式になっていますが、薬品洗浄を毎日行わず、期間を定めて行う場合、そのときの薬品洗浄水量を元に配水量や回収率を計算することになります。その場合、365日で割る計算式は書き換えてもよろしいでしょうか?	計算式については、変更することは可能です。この場合、計算式の根拠が分かるように備考欄若しくは容量計算書等に計算式の根拠を文字等で記載してください。
168	水収支計算書	43	第2	様式	III	17	様式Ⅲ-14-①で添付する容量計算書は、水収支計算書で示した水収支を満足する設備容量であることを記述したものであるとの理解でよろしいでしょうか?	容量計算書には、水収支計算書の考え方を記載していただく必要はありますが、そのほかにも設備仕様を決定した根拠等を記載してください。

《入札説明書別添資料3 提案書作成要領及び様式集》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
169	配水池計画（建築構造物・土木構造物）	49	第2	様式	III	23		本施設の中では配水池計画は主要な部分ですので、説明図なども挿入してA3版で提出することは可能でしょうか。	詳細図を別添資料に記載の上、提出することは可能ですが、主旨については指定様式枚数以内に記載してください。
170	作成書類枚数	56 58 59	第2	様式	III	30 32 33		単線結線図、計装フローシート、システム構成図などの添付図面について、記載内容を見易く配置したり、構成上の都合から指定ページ数を多少超えてしまってもよろしいでしょうか。	（質問No.169参照）
171	試運転調整期間における排水計画	72	第2	様式	III	46		配水池の水張り試験や、配管洗浄による排水量も記述するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。放流する排水については、提案書作成時において分かる範囲で詳細に記載してください。
172	様式	75	第2	様式	III	49		様式III-49についてA3版5ページと記載がありますが、A4版5ページではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。A4版5ページに修正することとし、本項目の記載を訂正します。
173	薬品洗浄水量	79	第2	様式	III	53	①	（平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.523の関連）薬品洗浄用水は配水池から取水することについて、「応募者の提案に委ねます。」とありますが、物理洗浄用水も配水池から取水してもよろしいでしょうか。また、その時の水道料金は無償と考えてよろしいでしょうか。	物理洗浄用水については配水池からの取水は可能ですが、洗浄水量を把握できるように必要な設備を設置してください。また、物理洗浄用水は無償です。
174	時間別最大濁度発生時シミュレーション（浄水処理）	79	第2	様式	III	53	①	表中の薬品洗浄水量（m3/時）は、薬品洗浄工程によって変わりますが、最も薬品洗浄水量を使用する時を代表させて計算するということがよろしいでしょうか。また、A3版1枚以内のご指示ですが、状況により運転方法を変更する場合は、枚数は増えてもよろしいでしょうか。	前段については、時間別最大濁度シミュレーション時に薬品洗浄を行うか否かは自由です。ただし、如何なるときでも浄水量の確保は必要となります。後段については、枚数制限は外すこととします。横軸（列）については変更不可としますが、縦軸（行）については適宜追加してください。
175	III-58-①の提出について	85	第2	様式	III	58	①	質問事項で「記載内容を残したままで、①を提出すればよろしいでしょうか」と記述されています。回答で「ご理解のとおりです。様式III-58については、②、③のみ提出してください。」とあります。確認ですが、①は提出する必要があるのをご教示ください。	様式III-58-①を提出する必要はありません。
176	年度別維持管理計画表	93	第2	様式	III	63	①	維持管理費用の工種とありますが、例えばポンプの修繕であれば、工種は「ポンプ修繕」といった内容であるのか、「設備機械工」などの労務種別であるのか御教示下さい。	工種については、様式III-65-①・②、III-67-①・②、III-69-①・②、III-71-①・②、III-73-①・②に示す点検・修繕項目と合わせてください。
177	点検リスト、修繕リストについて	102	第2	様式	III	67	① ②	主要設備リストの制限枚数（浄水、排水、薬品設備の合計枚数）に対し、この様式における制限枚数が少ないと思われる。機器一点につき最低でも一項目挙げられるため、枚数を増やしていただけないでしょうか。もし、それが出来ない場合、機器、点検項目の省略はしてもよろしいでしょうか。	ご指摘の点を踏まえ、様式III-29、III-38、III-63-①～④、様式III-65-①・②、III-67-①・②、III-69-①・②、III-71-①・②、III-73-①・②の枚数指定は解除します。
178	維持管理費の変動	134	第2	様式	IV	8	A C	約5年毎に実施する配水池清掃は、「修繕費」として様式IV-8C「配水池」に計上致します。	応募者の判断に委ねます。
179	上水道料金の算出について	134	第2	様式	IV	8	A	（平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.541の関連）「171,070m3/日を超えて浄水量も横浜市に帰属します。したがって、事業者が使用する上水については、事業者が給水契約を行い、上水道料金を支払っていただきます。」とあります。浄水がすべて横浜市に帰属する場合、物理洗浄用水、薬品洗浄用水にも水道料金の支払いが必要でしょうか。	（質問No.173参照）物理洗浄用水及び薬品洗浄用水については無償です。
180	水道料金について	134	第2	様式	IV	8	A	第1回質問書回答において、配水池より逆洗用水を取水することは了解されておりますが、この用水については、浄水製作用に必要で、また再度ろ過され配水池に戻ります。この用水については水道料金はかからないと考えていますがよろしいですか。	水道料金は発生しませんが、生産水量からは除外されますので、必要な設備を設けてください。
181	修繕費	136	第2	様式	IV	8	C	修繕を行う前提となる調査・点検は修繕費に含まれるものとして平準化しなくてよいのでしょうか。（修繕を年1回でなく一定年数に1回と設定する施設があり、修繕の直前に調査・診断を行い、修繕の詳細仕様等模を決定しようとする場合）	応募者の判断に委ねます。

《入札説明書別添資料3 提案書作成要領及び様式集》

No.	質問項目	頁	対応箇所					質問	回答
182	修繕費の費用見 積り	136	第2	様式	IV	8	C	(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.543の関連) 維持管理費用の修繕費について、小修繕を保全管理業務費と考えた場合、その材料費は保全管理業務費の「その他」の項目でよろしいのか御教示下さい。	ご理解のとおりですが、「その他」に計上する際には、可能な範囲で費目を分けて具体的に記載してください。
183	平準化	139	第2	様式	IV	9		(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.547の関連) 第1回入札説明書に関する質問回答書No.548で修繕費を除く管理費は、・・・平準化して・・・金額を記入してくださいとなっております。要求水準書39頁の表8-1点検項目等一覧表で新設配水池の清掃は5年に1度は行うこととなっております、最小回数の場合5年に1度しか費用が発生しません。この場合でも保全管理業務ということで維持管理業務に含まれ平準化しなければならないのでしょうか。	(質問No.178参照)
184		130～ 147	第2	様式	IV	7～13		(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.537の関連) 第1回質問回答No.537において、「表記上は千円未満切捨て、実際の支払は円単位」と回答されていますが、これはエクセル上で千円以上が表示され(数値としては千円未満も含む)、計算は円単位以上で行われるように設定すればいいという理解でよろしいでしょうか。さもないと、端数により合計値等が表示されている数の合計と合わないという事態が必ず生じてしまいます。	ご理解のとおりです。
185		148	第2	様式	IV	14		P I R R、E I R R、配当 I R Rの算出に使用する割引率は何%とすればよろしいでしょうか。	割引率は3%としてください。

《入札説明書別添資料4 基本協定書（案）》

No.	質問項目	頁	対応箇所					質問	回答
186	出資者誓約書兼保証書	5	別紙					（平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.578の関連） 融資契約書について、提出義務があるとの解釈であり、水道局殿にて秘密を厳守するとの回答がありますが、情報公開請求時においても秘密を厳守（情報公開しない）していただけるものと考えてよいでしょうか。	横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月25日条例第1号）第7条第2項第3号アに、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に関しては、「当該行政文書を開示しないことができる」と定めています。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目	頁	対応箇所			質問	回答	
187	履行保証	9	第10条	第1項	(1)		事業者が工事請負人等をして履行保証保険契約を締結させる場合には、SPCと工事請負人等との契約関係があつて初めて、契約履行保証保険が付保できるものと認識しております。その観点から、工事請負人等が保険契約者となる場合の保険期間はSPCと工事請負人等の契約締結日から引渡予定日までとなり、その保証証券の提出も工事請負契約の締結時までとなるという理解でよろしいでしょうか？	工事請負人等が保険契約者となる場合であっても、事業者が保険契約者となる場合で、かつ、事業者が保証証券を提出した場合には事業契約に基づき横浜市が想定する保証金額が確実に支払われるような仕組みとしてください。なお、当該保険に係る証券等は、事業契約締結と同時に横浜市に提出していただきます。
188	履行保証	9	第10条	第1項	(1)		第90条で規定される違約金のうち、施設整備に関連する違約金については、各工事段階に係る施設整備費の100分の10相当額に変更されています。一方、第10条では施設整備期間の定義が修正されたものの、契約保証金及び履行保証保険金額は第二段階工事終了まで、施設整備費全体の100分の10相当額が必要とされる規定のままで変更されていません。このままでは、第二段階工事期間について、第一段階新設工事分引渡し済みにもかかわらず、事業者は違約金の額を大幅に上回る履行保証保険を付保することになり、契約保証として合理的な範囲を逸脱していると考えられます。また違約金規程と整合性のない履行保証保険は、保険会社で引受を拒絶される可能性もあります。施設整備費の100分の10の保険金額の第二段階工事期間となりますと、保険料額も相当大きくなり事業トータルのVFM等を勘案しても、第90条の修整にあわせて第10条の見直しを行うよう検討願います。	契約保証金及び履行保証保険の保証金額につきましては、第一段階新設工事分の引渡しまでの期間にあつては、設計・第一段階工事期間に係る施設整備費の、第一段階新設工事分の引渡し後の期間にあつては、第二段階工事期間に係る施設整備費の、それぞれ100分の10に相当する金額とし、第10条第1項を修正します。
189	履行保証・違約金	9	第10条	第1項	(1)		7/15付で貴市よりご回答頂いた添付資料7を参照すると、第二段階工事期間についての違約金の納付に関しては、条項の変更がなされていますが、変更後の事業契約第10条での履行保証を規定した条項については、変更が反映されていないという認識です。履行保証を規定した条項は、修正されないとの認識でよろしいでしょうか。	(質問No. 188参照)
190	履行保証・違約金	9	第10条	第1項	(1)		履行保証保険に代えて銀行保証にて対応する場合、通常銀行保証による契約保証は年度更新となりますが、貴市が本契約本条にて規定されておられる履行保証として、銀行保証は貴市が要求される水準を満たすものであるか、ご見解をご教示いただきたく存じます。	付保期間は、設計・工事期間の終了までとなり、年度更新は認められません。
191	履行保証	9	第10条	第1項	(1)		第一段階新設工事に係る引渡日にて引渡し完了している部分については、第二段階工事期間において契約保証金を納付することは適切ではないと思います。貴市に引渡し完了しているものについては、履行保証の対象からはずしていただくべく存じます。	(質問No. 188参照)
192	履行保証	9	第10条	第1項	(1)		第1回質問回答No. 588にて第1期工事完了分に対する履行保証金額の減額については認められないというご回答でしたが、その合理的理由をご教示下さい。	(質問No. 188参照)
193	履行保証	9	第10条				第1期工事部分を市に引き渡した後は、第1期分の履行保証は果たされていると思料いたします。第2期の履行保証は、第2期の工事費分での保証としていただくようお願い申し上げます。	(質問No. 188参照)
194	責任の負担	10	第12条	第1項			(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 597の関連) 「本事業」とは契約書の定義に、「本契約及びPFI法に基づいて実施する川井浄水場再整備事業をいう」とあるため、質問回答書に示された「本事業の実施に係る一切の責任を負う」という規定は適切でないものと思料致します。事業者の責任範囲と契約上の責任負担の規定につき、再度明確に定義して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	変更する予定はありません。

《入札説明書別添資料5 事業契約書(案)》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
195	業務受託企業の 使用等	11	第13条	第2項			(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 602の関連) 業務受託企業との契約書案について、提出義務があるとの解釈であり、水道局殿にて秘密を厳守するとの回答がありますが、情報公開請求時においても秘密を厳守(情報公開しない)していただけるものと考えてよいでしょうか。	横浜市の有する情報の公開に関する条例(平成12年2月25日条例第1号)第7条第2項第3号アに、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に関しては、「当該行政文書を開示しないことができる」と定めています。
196	業務受託企業の 使用等	11	第13条	第6項			(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 52の関連) 修正契約書案の「著しく不相当」の理由には、どのような事項が想定されるのでしょうか。入札の資格要件の喪失が「著しく不相当」の理由に該当するのでしょうか。	事案及び状況により様々なケースが想定されるため、あらかじめお示しすることは困難ですが、業務受託企業等が入札説明書に記載の資格要件を欠くに至った場合も、第13条第6項に規定する「著しく不相当」な場合に該当し得ます。
197	国庫補助金	12	第15条	第3項			(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 100、112の関連) 第1回質問回答書No. 100、No. 112にてご回答いただいた部分についての確認ですが、第1段階新設分の引渡しを平成26年3月とした場合、国庫補助金の申請は平成26年3月になるとの理解でよろしいでしょうか。 この場合、国庫補助金が貴市に交付され、貴市から事業者へ入金されるのは平成26年4月になるとの理解でよろしいでしょうか。	国への国庫補助金の申請は、国庫補助対象施設建設開始の前年度から毎年行い、年度ごとの出来高に合わせて、年度末に横浜市に交付され、翌年度の4月に事業者へ支給される予定です。したがって、仮に配水池の建設が3か年にわたって行われる場合は、3回交付されることとなります。
198	国庫補助金	12	第15条	第3項			国庫補助金の金額はいつまでに確定するのでしょうか。資金調達を行う上で重要な事項になりますので、ご教示ください。	国庫補助金の申請時の金額は、設計終了時に想定でき、工事着手前に内示が出ます。交付金額は、毎年の出来高によりますので、工程も考慮の上、検討してください。
199	国庫補助金	12	第15条	第3項			国庫補助金交付申請を行うのは貴市であり、国庫補助金予定額の交付を受けることができなかった際のリスクを事業者が負担するのは適切ではないと存じます。事業者のペナルティについて免除していただくように再考をお願い致します。	変更する予定はありません。 (質問No. 201参照)
200	国庫補助金	12	第15条	第3項			第一回質問603番に関連してですが、本契約書において国庫補助金部分の支払いを免れるとなっていますが、国庫補助金部分については、本事業契約の対象外であり、本事業契約に基づく支払義務がない(減額と同様)と理解されます。 そのような主旨の場合には横浜市殿に給付された国庫補助金を事業者に支払う旨の契約書類(覚書等を含む)を別途作成して戴く(事業者の横浜市殿に対する債権に関して、本事業契約が拠り所とならないため)必要があるものと思料いたします。 それよりは、国庫補助金部分についても本契約の一部とすべく、横浜市殿の支払義務を明記していただきますようご配慮をお願いいたします。	変更する予定はありません。なお、第15条第3項は、「甲に対する国庫補助金の支給が確定した場合には、これを乙が負担する施設整備費及び支払利息の一部に充当する」旨、規定しています。
201	国庫補助金見合いのサービス対価減額	12	第15条	第4項			事業者の責めに帰すべき事由により、国庫補助金が交付されないことが確定した場合に、市は乙に対して支払うサービス対価から、得べかりし交付金額の10%相当を減額するとありますが、事業者の責めに帰すべき事由とは、甲の国への申請手続等に事業者が悪意・過失により、事業者が行うことが必要な事務手続きの遅延、放置等をさすものとの認識でよろしいでしょうか。 事業者の善意・無過失にて国庫補助金が交付されない場合、事業者の責に帰すべき事由に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、横浜市において指示・情報提供等を行ったにもかかわらず、事業者の責めに帰すべき事由により、国庫補助金が交付されなかった場合には、第15条第4項に基づく施設整備費の減額に加え、横浜市が事業者に対し損害賠償を請求することもあります。この点が明確になるよう規定を修正します。
202	設計・工事期間の保険	12	第17条				参照先の別紙2において「事業者提案における保険の概要について記載」とありますが、入札説明書18頁において、工事期間中の第三者賠償保険について記述されていますので、当該第三者賠償保険を最低限として、これを上回る内容を提案し、契約しなければならぬとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
203	維持管理期間の保険	13	第18条	第1項			本件の事業者側の保険設計にあたっては、事業者が負担するリスクに対応する保険だけでなく、市側が付保する予定の保険も把握し、事業全体の保険設計を見極めようとして総合的に設計すべきものと考えます。7月15日付質問回答No.628において、「共済、保険等への加入については、提案内容に基づき検討する予定です。」とありますが、市側の共済、保険への加入予定が、現時点で全く未定ということでしたら、事業全体にとって最も合理的と事業者側が想定した市側の付保条件を前提に事業者側の保険設計を提案するという理解でよろしいでしょうか。	横浜市は共済保険等には加入しないという前提で保険設計を行ってください。
204	維持管理期間の保険	13	第18条				参照先の別紙2において「事業者提案における保険の概要について記載」とありますが、工事期間中の保険に関しては入札説明書18頁において記載（第三者賠償保険）されていますが、維持管理期間に関しては入札制約となる同様の付保条件はなく、入札者の提案内容自体が評価対象となるとの理解で正しいでしょうか。	入札説明書第4-3に規定する維持管理期間中の第三者賠償保険については、最低限、付保していただく必要があります。
205	法令等の変更による措置	14	第21条	第5項			（平成20年7月15日公表「入札説明書等に関する質問回答書」No.638の関連） 修正契約書案第21条第5項には、法人税率等が下がった場合にはサービスの対価の減額が可能な規定となっていますが、事業契約書別紙3の負担の規定と著しくバランスを欠くものと思料致します。法人税率の増加等による納税額の増加分は事業者負担とされているにもかかわらず、法人税率の減少に伴う納税額の減少分はサービス対価の減額により市の支出減となる規定は、リスク負担の考え方に照らして不適切であり、著しく公平性を欠くものと思料致します。このような規定を設けた根拠につきご教示願います。	公共の利益を確保する観点から、法令等の変更若しくは新設又は既存の租税についての税率の変更に伴い、合理的な範囲でサービスの対価を減額することができることとしたものです。なお、減額に当たっては、横浜市又は事業者は相手方に対し通知の上、協議を行うこととしています。
206	法令等の変更による措置	14	第21条	第5項			（平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.638の関連） 修正契約書案第21条第5項には、法人税率等が下がった場合にはサービスの対価の減額を行える規定となっていますが、事業契約書別紙3の負担の規定と著しくバランスを欠くものと思料致します。本規定については、修正されとの理解でよろしいでしょうか。	変更する予定はありません。
207	サービス対価の減額	14	第21条	第5項			本項については、平成20年7月15日付「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.638において、施設引渡後の施設整備費部分のサービス対価の減額措置の有無につき、質問がなされたところ、市側からは、「ご指摘のような場合も第21条第5項の規定が適用されることもあり得ます。関連する規定を修正します。（本質問回答書の添付資料7参照）」のご回答がなされています。常識的には当該規定が適用される事態はありえないかと思料致しますが、具体的にどのような事態を想定されておりますでしょうか。	現時点で具体的に想定しているケースはありません。
208	技術革新等によるサービス対価の支払	14	第21条	第5項			事業者が金融機関から借り入れる資金の返済原資は、市からの施設整備費見合いの割賦支払に応じて行われますので、施設引渡後の施設整備費の減額は、融資金融機関として許容できかねます。このことは、貴市及び事業者の円滑な事業の継続も困難になるかと思われます。施設引渡後の施設整備費見合いのサービス対価が変更されることがないよう、ご検討願います。	（質問No.207参照）
209	技術革新等によるサービス対価の支払	14	第21条	第5項			7/15付の市からのご回答を参照すると、技術革新によってサービス対価の減額が行われた場合に、合理的な増加費用（合理的な金融費用を含む）は市から考慮されるとありますが、ブレイクファンディングコストは、合理的な費用に含まれるものとの認識でよろしいでしょうか。	相当因果関係の範囲にあると合理的に認められるものについては、「合理的な金融費用」に含まれます。
210	不可抗力による措置	14	第22条	第1項			履行義務を免れる起算日が「通知を発した日以降」となっていますが、不可抗力事象の発生後、通知を発するまでの期間について履行義務を免れないのは事業者にとって酷であると思います。不可抗力事象の発生時を起算日として頂けないでしょうか。	変更する予定はありません。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
211	不可抗力による措置	14	第22条	第3項				<p>(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.645の関連)</p> <p>台風及び風水害による原水汚濁に係るリスクについては、質疑回答にあるとおり、ある程度事業者側に管理可能かも知れませんが、施設に及ぼす被害・損害については、不可抗力と捉えるのが一般的かと思えます。このままでは非常に片務的なリスク分担ではないかと思えます。あらためてご再考をお願い致します。</p>	<p>要求水準を満足する施設を整備し、適正な維持管理を行い、かつ、事業者の責に帰すべき理由が何らなくともかかわらず、台風、風水害により建築物や街路灯等の場内附帯施設に被害が生じた場合には、不可抗力として取り扱うこととし、関連する規定を修正します。なお、建築物に使用するガラスは、J I S R 3204に規定する網入板ガラス6.8mmと同等品以上とすること、及び時間降水量50mmに対して適正に排水できる施設整備を行うことを業務要求水準に加えることとします。</p> <p>また、原水の水質悪化、原水量の不足又は浄水の水質悪化に起因して発生する増加費用及び損害については、第73条の規定のとおりです。</p>
212	不可抗力による措置	14	第22条	第3項				<p>建築基準法が定める損傷限界を算定するための風速の再現期間は50年です。これは、実施方針の質問回答No.416の「過去（川井浄水場創設以来）最大規模程度までのものを想定して事業者負担としています」とほぼ整合していると思われませんが、過去最大規模を超える台風・風水害についても事業者負担とするのは性能保証の考え方に反していると思料致します。過去最大規模の台風・風水害等を考慮して、天災等を風速、降雨量等の具体的な数値で定義する方法に変更して頂けないでしょうか。</p>	(質問No.211参照)
213	不可抗力による措置	14	第22条	第3項				<p>(平成20年7月15日公表「入札説明書等に関する質問回答書」No.645の関連)</p> <p>「原水濁度30度以上の高濁度が生じた場合には、浄水処理の停止となるため、浄水施設に被害が生じることは想定できません。台風・風水害は、年間数回あるリスクであり、水道事業の使命として、原水が引渡し条件を満たしていない場合でも施設に被害が生じては困るため、・・・」とありますが、横浜市様が主に想定されている台風及び風水害によるリスクとは、原水水質に起因する浄水施設の被害との理解でよろしいでしょうか？また、質問回答661番で「台風及び風水害以外の事由による『洪水』、『内水氾濫』、『土石流』、『異常降雨』、『土砂崩壊』等を指し」とありますが、この意味は、「年間数回あるリスク」の台風・風水害を超える規模の事象による「洪水」、「内水氾濫」、「土石流」、「異常降雨」、「土砂崩壊」等のリスクであるとの理解でよろしいでしょうか？</p>	(質問No.211参照)
214	不可抗力による措置	14	第22条	第3項				<p>(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.646の関連)</p> <p>過去にない大型の台風や風水害により施設に生じた損壊（台風による飛来物による建築物の損傷など）も含め、台風及び風水害により生じた被害は、台風の規模等にかかわらず全て事業者負担との理解でよろしいでしょうか。</p>	(質問No.211参照)
215	不可抗力による措置	14	第22条					<p>施設引渡し後は、浄水施設は貴市の所有となりますが、台風・風水害が不可抗力ではないすると、浄水施設に損傷が発生した場合の修繕費の負担はどのようになるのでしょうか、ご教示ください。</p>	(質問No.211参照)
216	不可抗力	14	第22条	第4項				<p>維持管理・運営期間中に台風あるいは風水害を原因として本施設に損害が発生した場合の追加費用及び復旧費用は、全額事業者の負担となりますか。</p>	(質問No.211参照)

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目	頁	対応箇所			質問	回答	
217	不可抗力発生時 (台風・風水害)	14	第22条	第4項			台風、風水害により生じる追加費用及び損害額につき、事業者がすべて負担する規定となっておりますが、かかる負担は事業者が過度な負担を与えるものと認識しており、事業者の資金調達等において、当該リスクを事業者が抱えることになった場合、金融機関からの資金調達に大きな影響を与えるものと認識しております。 台風、風水害が発生した場合においても円滑に上水道の浄水及び給排水を行う点で、貴市のご趣旨は理解できますが、PFI事業として円滑に成立及び運営を行うためには、台風・風水害による追加費用及び損害額につきましても、本契約別紙4「不可抗力による費用負担」と同一の取扱としていただくことを再度ご検討願います。	(質問No. 211参照)
218	不可抗力による措置	14	第22条	第4項			「台風及び風水害により生じる追加費用及び損害額については、乙がこれを負担するものとする。」とあります。一方、別紙4の1の(1)で不可抗力(天災事象)の具体例として、異常降雨、土砂崩壊が含まれております。大型の台風の場合、異常降雨やそれによる土砂崩壊を伴うことも大いに考えられますが、異常降雨を伴うような台風の場合は、不可抗力との解釈でよろしいでしょうか。	(質問No. 211参照)
219	不可抗力による措置	14	第22条	第4項			(平成20年7月15日公表「入札説明書等に関する質問回答書」No.645の関連)質問No.645のご回答で、「原水濁度30度以上の高濁度が生じた場合には、浄水処理の停止となるため、浄水施設に被害が生じることは想定できません。」として、台風・風水害を不可抗力から除外されていますが、台風・風水害による被害とは、風雨による施設の損傷などが想定されます。本条は、事業者側が業務要求水準を充足した施設を建設し、適正な維持管理を行っていてもなお防ぎきれない被害が生じた場合の処置を定めるところですので、台風・風水害を不可抗力としていただきますよう、ご再考願います。	(質問No. 211参照)
220	不可抗力による措置	14	第22条	第4項			台風や風水害が起きたとしても運営を継続しなければならないという趣旨は十分理解しております。しかしながら、その趣旨からすれば、風水害における運営上のリスクは事業者の負担とするとしても、費用面においては、適切な処置ができるよう、発注者側の負担とするのが、水道施設としての重要性を重んじる考え方と考えます。 また、水道施設の所有権は貴市にあり、不可抗力の費用負担は発注者にて負担することが合理的であると思われれます。 さらに、当該リスクが上限のないものとなり、プロジェクトファイナンス組成上の支障になる上、これに対応するための予備費の設定など、入札価格の上昇の要因ともなり、貴市にとってもデメリットも多いのでは考えます。 官民の適切なリスク分担という観点からも、再度熟慮頂き、修正頂けますようお願いいたします。	(質問No. 211参照)
221	不可抗力による措置	14	第22条	第4項			設計・建設に関する不可抗力リスクも事業者負担であるとの回答が第1回質疑回答にて示されておりますが、風水害による工事遅延、出来形の崩壊、資材の損傷など事業者ではコントロールできないリスクが事業者の負担となっております。 風水害による運営停止はできないという不可抗力に対するご見解は設計建設においては当てはまらないと考えます。 また、当該リスクが上限のないものとなり、プロジェクトファイナンス組成上の支障になる上、これに対応するための予備費の設定など、入札価格の上昇の要因ともなり、貴市にとってもデメリットも大きいと考えます。 官民の適切なリスク分担という観点からも、再度熟慮頂き、修正頂けますようお願いいたします。	(質問No. 211参照)
222	成果物の著作権	16	第26条	第5項	(3)		「成果物を他人に・・・」とありますが、実際の業務を遂行する上で必要と考えますので、「協力会社、業務受託企業、事前調査企業、建設企業以外の他人に・・・」として頂けないでしょうか。	業務の実施に合理的に必要な場合には、業務受託企業等に対して成果物を閲覧、複写させることができるよう規定を修正します。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
223	第三者の知的財産権等の侵害	16	第27条	第2項			「事業者が提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権を侵害する場合は、乙の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、・・・甲に対して補償及び賠償し、又は甲が指示する必要な措置を行う。」との記載があります。また、第1回目の質問回答677においても「事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、事業者負担していただきます」とあります。その主旨をご教示願います。	本事業の実施に当たり、第三者の有する知的財産権が侵害されることのないよう、事業者に万全を期していただく趣旨です。
224	用地の使用等	17	第28条				事業用地は横浜市所有敷地の一部であると理解しています。従って事業実施に係る施設の建築確認申請については、（建蔽率、接道等の扱い上）市所有の既存施設をベースとした増築扱いになると考えられますので、事業者の建築確認申請実施以前までの既存施設の関係書類の確認や市による必要な情報提供は受けられるという理解でよろしいでしょうか。	建築確認申請については、関係法令に従い適切に行ってください。なお、接道等、関係書類について必要な情報は提供します。
225	用地の使用等	17	第28条	第1項			（平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 680の関連） 「事業場所はすべて無償使用可能用地・・・」の回答に「横浜市の許可を得た範囲についてご理解のとおりです」とのご回答ですが、「横浜市の許可を得た範囲」とは、事業者側が提案した事業者側管理範囲と考えてよろしいでしょうか。	本事業を行う上で合理的に必要と横浜市が考える範囲であれば、ご理解のとおりです。
226	用地の使用等	17	第28条				（平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 681の関連） 本項において「用地は無償」で使用できると規定しているのに対し、法令の変更等でその継続が出来なくなった場合には、第21条の規定により費用負担を定めているのは何故でしょうか。法令等の規定により事業者が費用負担が生じることになっても、当該費用分は市に負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	事業者が用地を無償使用できるのは、横浜市の許可を得た場合に限りです。法令変更等により、許可を得ることができなくなった場合、これに伴い発生する増加費用は、第21条に基づき、横浜市又は事業者の負担とします。なお、現時点でご質問のような状況は想定していません。
227	土壌汚染	19	第35条	第5項			（平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 704の関連） 土壌汚染対策法に基づく概況調査は事業者側というの理解できますが、その結果として実施する詳細調査費用は、土壌汚染のリスクに該当すると考えます。よって詳細調査費用は横浜市殿の負担と理解します。あらためてご再考をお願い致します。	現時点では、詳細調査は必要ないものと考えています。詳細調査が必要となった場合は、その費用は横浜市が負担します。
228	土壌汚染	19	第35条	第5項			（平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 704の関連） 土壌汚染が判明した場合の土壌調査に要した費用は甲が負担しないとなっておりますが、帰責者は事業者ではないため、詳細調査での費用は水道局殿にてご負担いただけないでしょうか。	（質問No. 227参照）
229	対価内訳の提出	21	第40条	第1項			「サービス対価の支払方法」の規定に基づき、施設整備費・支払利息・維持管理費の内訳を作成し、甲に提出するとありますが、施設整備費及び支払利息について引渡後の金額の変更は、融資金融機関として許容できかねる点ですので、再度ご検討願います。 なお、物価変動等により改定される場合のブレイクファンディングコスト等金融費用に関する増加費用に関しては、貴市ご負担との認識でよろしいでしょうか。	前段については、変更する予定はありません。なお、サービスの対価の内訳については、事業契約の締結後14日以内に及び基本設計の完了後において、施設整備費、支払利息、維持管理費の内訳を提出していただきます。その後、設計業務の全部を完了した時点において、費用を明確化し、引渡日の30日前に施設整備及び維持管理費の内容を確定していただきますが、支払利息については、金利の各決定基準日の到来ごとに再計算していただき、これによりサービスの対価も変更されます。明確化のため、第40条を修正します。 後段については、物価変動によるサービスの対価の変更等に伴い、事業者に金融費用等の増加費用が生じたとしても、横浜市がこれを負担することは想定していません。
230	業務要求水準書又は設計図書等の変更	21	第41条	第2項			貴市からの要請により、業務要求水準書又は設計図書の変更を行った場合、当然貴市にも増加費用及び責任を負担する必要がありますと認識しておりますので、増加費用の負担割合・責任等の所在につき、ご検討いただきたく存じます。また、想定されているお考えにつきご教示下さい。	第41条に基づく業務要求水準又は設計図書等の変更に伴う増加費用については、第42条に基づき、横浜市又は事業者の負担とします。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
231	業務要求水準書の変更に伴う増加費用の負担	22	第42条	第6項			本条項に規定されている乙に発生する増加費用に合理的に発生するブレイクファンディングコスト等の金融費用は含まれるのでしょうか。	相当因果関係の範囲にあると合理的に認められるものについては、「合理的な金融費用」に含まれます。
232	工事用電力等	23	第44条				(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.748の関連) 試運転の際に必要な原水や配水池の水張りの用水等は横浜市様から提供して頂けるとのことですが、原水及び用水は時間最大としてどのくらい供給して頂けるのでしょうか？	原水については、時間最大7200m ³ 供給可能ですが、継続時間等は、協議の上決定します。 用水については、協議の上決定します。
233	工期の変更	24	第48条	第3項			(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.759の関連) 別添7第48条の修正案ですと、甲からの請求により工期の短縮が可能となるようにも読み取れますので、「乙の申出による工期の短縮～」と修正頂けませんか？	変更する予定はありません。なお、横浜市からの請求により工期を短縮することも可能です。
234	工事監理業務の一部再委託	28	第59条				「工事監理業務」の一部を、構成員及び協力会社以外の第三者に再委託することは可能との理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準を満たす限り可能です。なお、事業契約書（案）第14条についてもご確認ください。
235	工事監理業務における主任技術者	28	第59条	第2項			(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.781の関連) 主任技術者は「必ず設置する必要があります」とのことですが、「工事監理者」が「主任技術者」を兼任することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、工事監理者が工事監理総括者を兼ねる場合は、主任技術者を兼ねることはできません。
236	工事監理者の要件	29	第60条	第4項			(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.784の関連) 「建設業務」と「撤去業務」を区別のため「建築工事」の記載はしていないとのことですが、業務要求水準書33ページ下から3行目で、同じ内容を「建築工事」と記載しています。記載方法の統一をお願い致します。	「建設業務」は、ご質問の「建築工事」と同様の内容を有する業務ですが、事業契約書（案）の規定内容に応じて定義された語句であり、変更する予定はありません。
237	甲による完成検査	30	第64条	第5項			事業者としては入札時点である程度、費用の概算を固めたいという意向があるため、市の完成検査を行う人員、交通費等完成検査及び引渡し関連の概算を算定する根拠となる数値の目安を、入札時点までにご教示いただくことは可能でしょうか。	完成検査を行う上で発生する横浜市の職員の人件費や交通費は、事業者に請求しません。事業者側の体制については、事業者側で考慮してください。
238	部分使用	31	第66条	第1項			引渡日前の市による部分使用につき、期間、対象施設、作業内容など想定するものにつき開示下さい。	事業者が布設する管路の一部を部分使用します。具体例としては、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」別紙10-5における原水連絡部の配管の一部などです。その他については、現時点では想定していません。
239	引渡しの遅延	31	第67条	第1項			「乙が負担した合理的な増加費用」とありますが、ブレイクファンディングコスト等の金融費用もこの中に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	相当因果関係の範囲にあると合理的に認められるものについては、「合理的な金融費用」に含まれます。
240	引渡しの遅延	31	第67条	第3項			不可抗力による新設対象施設の引渡し遅延によって乙に生じた増加費用は、台風または風水災を原因とする場合であっても別紙4に記載の費用分担が適用されますか。	(質問No.211参照)
241	薬品や電気・ガス等の使用量の変動リスク	32	第70条	第3項			本条項に規定されている「薬品や電気・ガス等の使用量の変動等に起因する増加費用は甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙がこれを負担する」とあり、また単価の上昇により発生する増加費用の負担については、事業契約別紙6(2)に従い、甲・乙が負担する建付けとなっております。 万が一、単価・使用量共に増加した場合の対応について、貴市負担との認識でよろしいでしょうか。想定されておられる貴市のお考えにつきご教示下さい。	単価・使用量ともに上昇又は増加した場合であっても、単価の上昇に起因する増加費用については別紙6-1(2)に従い、また、使用量の変動等に起因する増加費用については第70条に従い、それぞれ、甲又は乙の負担とします。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
242	維持管理費の支払い	38	第86条	第1項			(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 836の関連) 事業契約以降、実施計画書(長期修繕計画)の修正は可能であるという理解でよろしいでしょうか。またその場合、修繕等の実施時期が契約時と変更になっても、実施内容・実施金額等が変わらない限り、変更した修繕計画に基づく修繕等の実施により、該当するサービスの対価の支払いが行われるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、横浜市の承諾を得て、業務計画書を変更することは可能です。後段については、横浜市が業務計画書の変更を承諾した場合は、ご理解のとおりです。
243	維持管理費の支払	38	第86条	第1項			業務計画書で想定した時期とは異なる時期に修繕の必要性が生じた場合、その旨を年度実施計画書に盛り込み、これが承認されれば業務計画書記載の時期とは異なる時期に実施した修繕であっても、修繕費用はお支払いいただけたと考えてよろしいでしょうか。また、その支払時期は、当該修繕実施年度の支払に反映されると考えてよろしいでしょうか。さらに、このように修繕費の支払スケジュールが、提案時のスケジュールと異なる場合、全体の修繕費支払スケジュールの調整はどのようになされるのでしょうか。	ご質問のような場合には、修繕の実施時期、費用の支払方法等の変更につき、協議に応じます。なお、質問No. 242もご参照ください。
244	維持管理費の支払い	38	第86条				第86条「～業務計画書のうちの長期修繕計画に記載された時期に当該修繕が実施されたことが確認された場合に限り支払われるものとする。」とありますが、時期がずれて計画より早く修繕した場合は、修繕が実施されたことが確認できれば支払われますか。または、早く修繕しても計画時期に支払われるのでしょうか。	業務計画書の記載よりも早い時期に修繕を行った場合であっても、横浜市から事業者に対し、常に修繕費用の支払いがなされるわけではありません。修繕時期を変更しようとする場合は、あらかじめ横浜市の承諾を得てください。(質問No. 242、243参照)
245	甲の解除権	39	第87条	第1項	(9)		(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 844の関連) 「重大な法令等の違反」について本事業に限定して頂けませんでしょうか？	変更する予定はありません。
246	甲の解除権	39	第87条	第2項			政策変更「等」とございますが、政策変更以外にどのような理由を想定されておられますでしょうか。	現時点では、想定しているものはありません。
247	維持管理期間中の違約金	40	第90条	第2項			本条項に違約金の額として、「将来にわたって発生することが予定されている維持管理費の残額の100分の10に相当する額」と記載されておりますが、事業者にとって、違約金想定額が大きく、事業者にとって過度な負担を強いるものと認識しておりますため、一般的なPFI案件と同じく、「本契約解除日が属する当該年度の維持管理費の100分の10に相当する額」等に変更することを再度ご検討願います。また、そのような事業契約解除の事態が発生する前に、市と金融機関が事業継続に向けた対応を協議する機会を設けること等の措置を直接協定にて規定いただけますようお願い申し上げます。	前段については、変更する予定はありません。後段については、直接協定締結時に協議させていただきます。
248	談合等があった場合の違約金	40	第91条	第1項			本契約に関し、入札企業又は入札企業が構成事業者である事業者団体が、公正取引委員会から排除措置命令又は審決が確定したとき、事業者は甲の請求に基づき、事業契約書記載の契約金額の100分の20を違約金として甲に支払う条項ですが、当該違約金は事業者にとって過度な負担を強いるものであり、事業者の資金調達等においても当該リスクが事業者が抱えることになった場合、金融機関からの資金調達にも大きな影響を与えるものと認識しております。甲の本条項のご趣旨は、事業者及び入札企業が適正に入札を行い選定される透明性かと存じますので、現在契約書案にて規定されている条件を緩和いただくこと等、再度ご検討願います。	変更する予定はありません。
249	契約終了時の事務	41	第92条	第2項			「事業場所を業務要求水準値に定める業務運営に支障のない状態に回復し、」とは、新設対象施設の出来形部分も撤去し、更地に戻すということと理解してよろしいでしょうか。	第92条第2項は、新設対象施設の出来高部分の撤去まで求めるものではありません。新設対象施設の出来高部分については、第96条以下の規定に基づき、横浜市が取得し、又は事業者に戻すという形で戻すものと認識しております。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
250	中途解除時の事業者の修繕義務	41	第92条	第5項			例えば10年目に長期修繕計画で修繕が予定されていた場合において、9.5年目に中途解除となったケースの場合、当該10年目の長期修繕が行われなかったために業務要求水準を下回った場合には本項は適用されるのでしょうか。契約が継続している場合には10年目の長期修繕費用は10年目に事業者に対してサービス対価として支払われ、それにより事業者が長期修繕を実施しますが、契約解除後には当該長期修繕費用は支払われないものと思料されますので、事業者が契約解除後の10年目の長期修繕を実施することは不可能となります。よって、かかるケースでは10年目の長期修繕の実施の有無は横浜市殿の責となり、本項中の「甲の責めに帰すべき事由」として本項は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のケースについても、事業者の費用負担で修繕をしていただきます。ただし、事業契約が第87条第2項、第88条及び第89条に基づく解除により終了する場合には、事業者は1年間の性能保証義務を負わないこととし、第92条第5項の規定を修正します。
251	中途解約時の事業者の修繕義務	41	第92条	第5項			本条項で規定されている乙自らの費用負担については、施設整備費見合いのサービス対価の支払と相殺されることがないように規定を追加していただくようお願い致します。 融資金融機関は、貴市から支払われる施設整備費見合いのサービス対価を返済原資としてファイナンスを供与しておりますので、施設整備費見合いのサービス対価が減額されることは許容できかねますので、再度ご検討いただけますようお願い致します。	変更する予定はありません。
252	性能保証	41	第92条	第5項			7/15付の市からのご回答を参照すると、甲の帰責により事業契約が解除された場合においても、その後の性能保証の義務を負うこととなっておりますが、それは事業者に対する負担が大きいものと認識しておりますので、性能保証の期限を限定していただく等のご対応をご検討いただけますようお願いいたします。	(質問No. 250参照)
253	事業期間終了以外の事由による本契約終了時の事務	41	第92条	第8項			(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 858の関連) 第1回入札説明等に関する質問回答書No. 858の回答に「第87条2項、第88条及び第89条の場合には横浜市が費用を負担することとし、第92条第1項の規定を修正します。なお、第92条第2項及び第3項にも同様の修正を加えます。」とあります。第8項も同様に該当すると思いますが、いかがでしょうか。	事業契約が第87条第2項、第88条及び第89条に基づく解除により終了する場合には、契約終了時の手続に関する諸費用及び乙の清算に必要な費用等を横浜市が負担することとし、第92条第8項の規定を修正します。
254	乙の帰責事由による契約解除の効力	43	第96条	第3項	(2)		出来形部分を「取得することができる」との規定になっていますが、市殿が出来形部分を取得しない場合は、どのような場合でしょうか。少なくとも解除時点までは要求水準を満たす形で建設途上にある出来形部分が存在しているにもかかわらず、合理的な理由なく市殿が出来形部分の撤去の判断をされるとすれば、事業者はその時点までの投下資本を全く回収できないという極めて酷な結果を甘受せざるを得なくなります。その意味においても、万が一、市殿において出来形部分を撤去する判断をされる可能性があるとしたら、どのようなケースがあり得るのかについてご教示ください。	事案及び状況により様々なケースが想定されるため、あらかじめお示しすることは困難と考えます。
255	契約解除の効力	43	第96条	第3項	(2)		「検査」の具体的内容についてご教示ください。どのような項目についてどのような基準で検査されることを想定されておられますでしょうか。97条1項(2)号、98条3項(2)号についても同様です。	「横浜市水道局請負工事検査事務取扱規程」、「横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱」等に準じた検査を考えています。
256	乙の帰責事由による契約解除の効力	43	第96条	第2項	(3)		出来形の90/100の支払とすることは、乙が見込んであるであろう利益を10%と想定した上で、乙の帰責であるという情況に鑑みて、利益分の支払いを行うことは不合理であるとの認識に基づくものと推察いたします。 一般的な工事契約においてはもっともなことですが、現実には採用されている契約もありますが、PFI事業に適用すると、逆に過大な利益を事業者が見込まなければなりません。 上記の理由により、100/100の支払としていただくようご配慮をお願いいたします。	変更する予定はありません。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
257	契約解除の効力	43	第96条	第3項	(3)		「出来形部分に相応する代金」の具体的な算定方法についてご教示ください。97条1項(3)号、98条3項(3)号についても同様です。	事業者の設計書に基づき、出来高検査に合格した部分に相当する額をお支払します。
258	契約解除の効力	43	第96条	第3項	(3)		「建設中の新設対象施設の出来形部分を検査し（検査に要する費用は乙の負担とする）」という規定がありますが、出来形（完成）を判定する基準、指標として想定されているものはありますか。第97条(2)、第98条3(2)も同様です。	(質問No. 255参照)
259	契約解除時の効力	43	第96条	第3項	(3)		7/15付の貴市からのご回答を参照すると、契約解除に伴い合理的に必要な金融費用は、第97条第2項の「合理的な増加費用」に含まれると記載されておりますが、ブレイクファンディングコスト等の当然に発生する費用については、損害賠償請求額とするのではなく、本契約解除に伴う合理的な費用として別途第3項として、追加していただくようご検討願います。	変更する予定はありません。
260	乙の帰責事由による契約解除の効力	43	第96条	第3項	(3)(4)		(3)号の「支払利息」は、どのように決定されるのでしょうか？また、(4)号Aにより一括支払いが行われる場合、支払利息の始期と終期をご教示ください。	一括払いの場合は、支払日までの利息を支払います。分割して支払う場合は、最長、当初定められた支払利息の支払スケジュール（別紙5 3(1)）に従い、支払います。
261	残債の支払い条件	43	第96条 第99条	第3項	(4)	ア	(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 893の関連) 甲の定めた期日とは合理的に判断して頂けるのでしょうか？また、支払期日については協議して頂けないでしょうか？	前段については、事業契約解除時の具体的な状況に照らし、甲が適切に判断します。後段については、必ずしも協議の機会を設けるものではありません。
262	契約解除の効力	43	第96条 ～101条				いずれの場合も、契約解除の際にはSPCは清算しなければならぬとの理解で良いでしょうか。貴市判断によりSPC構成員の一部のみ入れ替えてSPCを継続する可能性がありますでしょうか。その場合の、SPC株式譲渡額（算定方法）の制約はありますか。	事業契約が解除された場合であっても、必ずしも、事業者が解散しなければならないものではありません。なお、事業者は、横浜市の事前の書面による承諾がない限り、解散することはできません。
263	経営権の第三者譲渡	43	第96条 第99条	第2項			事業者の帰責事由により契約が解除された場合、貴市において本事業の継続・事業譲渡するか決定されるとありますが、貴市が一方的に判断するのではなく、金融機関と協議する場を設けることを直接協定に規定していただけたらという認識でよろしいでしょうか。 融資金融機関として、貴市が一方的に本事業の継続・事業譲渡を決定されることにつき、受入れがたい点であるため、直接協定により貴市及び融資金融機関と協議を行い決定されることの規定とさせていただきます。	直接協定締結時に協議させていただきます。
264	残債の支払条件	43	第96条 第99条	第3項	(4)	ア	事業者は、貴市からのサービス対価を返済原資に借入金を返済しますので、20年後に一括して支払う等の対応はレンダーとして許容致しかねます。従って、当初定められたスケジュール通りに支払っていただくか、契約解除時に一括して支払っていただくかのどちらかの方法にて、サービス対価をお支払いただけますよう再度ご検討願います。	変更する予定はありません。なお、質問No. 260もご参照ください。
265	甲の帰責事由による契約解除の効力	43	第97条	第1項	(3)(4)		(3)号の「支払利息」は、どのように決定されるのでしょうか？また、(4)号Aにより一括支払いが行われる場合、支払利息の始期と終期をご教示ください。	一括払いの場合は、支払日までの利息を支払います。分割して支払う場合は、最長、当初定められた支払利息の支払スケジュール（別紙5 3(1)）に従い、支払います。
266	契約解除時の効力	43	第97条	第1項	(3)		7/15付の貴市からのご回答を参照すると、契約解除に伴い合理的に必要な金融費用は、第97条第2項の「合理的な増加費用」に含まれると記載されておりますが、ブレイクファンディングコスト等の当然に発生する費用については、損害賠償請求額とするのではなく、本契約解除に伴う「合理的な費用」として別途第3項として、追加していただくようご検討願います。	変更する予定はありません。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目	頁	対応箇所			質問	回答	
267	不可抗力による契約解除の際の出来形の認定方法について	44	第98条	第3項	(2)		(平成20年7月15日公表「入札説明書等に関する質問回答書」No.904の関連)7月15日付質問回答No.904において、「出来高部分として支払いの対象になるのは、検査に合格した部分に限られ、既存・滅失した部分は含まれない」とあり、また不可抗力分担について「横浜市において負担することは想定していません」とありますが、そもそも建設工事期間中のかかる事態も不可抗力として想定しうる事象であり、別紙4の不可抗力規程の対象となって然るべきと考えます。7月15日付質問回答の添付資料7の別紙4で施設整備費も追加されていることもあり、7月15日付質問回答No.904の後段部分の修正をご検討ください。	変更する予定はありません。なお、別紙4の不可抗力による費用分は、事業契約が継続することを前提としており、事業契約が解除される場合には適用されません。明確化のため、関連する規定を修正します。
268	不可抗力による契約解除の際の出来形の認定方法について	44	第98条	第3項	(2)		(平成20年7月15日公表「入札説明書等に関する質問回答書」No.904の関連)7月15日付質問回答No.904において、「出来高部分として支払いの対象になるのは、検査に合格した部分に限られ、毀損・滅失した部分は含まれない」とあります。一方、本条第4項で、甲の乙への支払額から保険金を控除する旨の規程があります。保険金は仮に支払われても、まさに毀損・滅失した部分の復旧費用分として支払われるものであり、既存・滅失部分が出来高として支払い対象にならないうに、毀損・滅失部分の保険金も控除されたのでは事業者として保険を付保する意味がなくなり、結果として事業者側での負担も相当大きい金額になると想定されます。事業契約書の条項間での調整をご検討ください。	横浜市は、事業者が受領する保険金のうち、事業契約の解除に伴い事業者が負担する費用等を超過する額を限度として、事業者への支払金額から控除できることとし、第98条第4項及び第101条第4項を修正します。
269	契約解除時の効力	44	第98条	第3項	(3)		7/15付の貴市からのご回答を参照すると、契約解除に伴い合理的に必要な金融費用は、第97条第2項の「合理的な増加費用」に含まれると記載されておりますが、ブレイクファンディングコスト等の当然に発生する費用については、損害賠償請求額とするのではなく、本契約解除に伴う合理的な費用として別途第3項として、追加していただくようご検討願います。	変更する予定はありません。
270	法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力	44	第98条	第3項	(3)(4)		(3)号の「支払利息」は、どのように決定されるのでしょうか？また、(4)号アにより一括支払いが行われる場合、支払利息の始期と終期をご教示ください。	一括払いの場合は、支払日までの利息を支払います。分割して支払う場合は、最長、当初定められた支払利息の支払スケジュール(別紙5 3(1))に従い、支払います。
271	契約解除時の効力	45	第99条	第3項	(2)		7/15付の貴市からのご回答を参照すると、契約解除に伴い合理的に必要な金融費用は、第97条第2項の「合理的な増加費用」に含まれると記載されておりますが、ブレイクファンディングコスト等の当然に発生する費用については、損害賠償請求額とするのではなく、本契約解除に伴う「合理的な費用」として別途第3項として、追加していただくようご検討願います。	変更する予定はありません。
272	乙の帰責事由による契約解除の効力	45	第99条	第3項	(2)(4)		(2)号の「支払利息」は、どのように決定されるのでしょうか？また、(4)号アにより一括支払いが行われる場合、支払利息の始期と終期をご教示ください。	一括払いの場合は、支払日までの利息を支払います。分割して支払う場合は、最長、当初定められた支払利息の支払スケジュール(別紙5 3(1))に従い、支払います。
273	甲の帰責事由による契約解除	45	第100条	第1項	(3)		7/15付の貴市からのご回答で言及されている「相当因果関係があると認められる範囲のもの」について、具体的な判断基準をご教示いただけないでしょうか。また、別添資料等を提示する必要があるのかご教示いただけないでしょうか。また、ブレイクファンディングコスト等「相当因果関係があると認められる範囲のもの」については、第100条第2項の損害賠償の対象とせず、本契約解除により当然に発生するものとして、本契約解除に伴う「合理的な費用」として別途第3項として、追加していただくようご検討願います。	前段については、事案及び状況により様々なケースが想定されるため、あらかじめお示しすることは困難と考えます。その時点の事情に照らし、横浜市が判断します。なお、その際、事業者に対し、判断に必要な資料の提示を求めることもあります。後段については、変更する予定はありません。
274	甲の帰責事由による契約解除の効力	45	第100条	第1項	(2)(4)		(2)号の「支払利息」は、どのように決定されるのでしょうか？また、(4)号アにより一括支払いが行われる場合、支払利息の始期と終期をご教示ください。	一括払いの場合は、支払日までの利息を支払います。分割して支払う場合は、最長、当初定められた支払利息の支払スケジュール(別紙5 3(1))に従い、支払います。

《入札説明書別添資料5 事業契約書(案)》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答	
275	契約解除の効力	45	第100条	第2項			7/15付の貴市からのご回答を参照すると、契約解除に伴い合理的に必要な金融費用は、第97条第2項の「合理的な増加費用」に含まれると記載されておりますが、ブレイクファンディングコスト等の当然に発生する費用については、損害賠償請求額とするのではなく、本契約解除に伴う「合理的な費用」として別途第3項として、追加していただくようご検討願います。	変更する予定はありません。	
276	法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力	46	第101条	第3項	(2)	(4)	(2)号の「支払利息」は、どのように決定されるのでしょうか？また、(4)号Aにより一括支払いが行われる場合、支払利息の始期と終期をご教示ください。	一括払いの場合は、支払日までの利息を支払います。分割して支払う場合は、最長、当初定められた支払利息の支払スケジュール(別紙5 3(1))に従い、支払います。	
277	契約解除の効力	43~46	第96条~101条				解除の効力について、引渡日の前後で区分して規定されていますが、「引渡日」の定義は、事業工程表について定められた日、又は甲乙の協議により変更された日となっております。解除の具体的な効力の観点からは、現実の引渡日を基準とすべきではないでしょうか。例えば、事業工程表に記載された引渡日よりも早期に現実の引渡しが行われた場合には、その日以降は、96条~98条ではなく、99条~101条で規律されるべきではないでしょうか。	解除の効力については、現実の引渡日を基準とすることを想定しています。この点が明確になるよう関連する規定を修正します。なお、ご質問のように当初の引渡日よりも早期に引渡しを行おうとする場合には、引渡日を変更していただきます。	
278	甲による事実の表明保証	47	第102条	第2項	(2)		金利上昇、物価変動により債務負担行為の設定額を超える事が明らかになった場合、事業契約締結日以降においても本契約の履行に必要な債務負担行為が正規の手続きにより決定されていることを表明保証していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	横浜市は、あくまで、事業契約締結日現在において、事業契約の履行に必要な債務負担行為が正規の手続きにより決定されていることを表明保証するものです。	
279	開発行為	53	別紙	1	73		設計業務には一切の申請及び届け出等が含まれるとありますが、本工事は「開発行為」に該当しますか。開発行為に該当した場合、その申請手続きも設計業務に含まれますか。	水道法第3条第2項の「水道事業」に該当することから、都市計画法第29条第1項第3号及び都市計画法施行令第21条第15号により、都市計画法第29条の許可は不要と解釈しています。なお、ご相談先は横浜市まちづくり調整局宅地審査課となりますので、事前連絡の後、ご確認ください。	
280	不可抗力・地震	58	別紙	4	1	(1)	「地震・津波・噴火・・・」とあり、実施方針別紙2のリスク分担表の27番29番では、天災と地震が分かれています。地震は天災に含まれたという理解でよろしいでしょうか。また、リスク分担表の改定版をお願いできますでしょうか。	ご理解のとおりです。この旨は事業契約書(案)で明確になっていますので、実施方針に添付したリスク分担表の改訂は行いません。なお、不可抗力として扱われるのは、要求水準を満足する施設を整備し、適正な維持管理を行い、かつ、事業者の責に帰すべき理由が何らなくともかかわらず、損害等が発生した場合に限ります。	
281	不可抗力による追加費用及び損害額の分担	59	別紙	4	3	(1) (2)	④ ③	事業者がリスク負担する台風及び風水害にかかる追加費用・損害等を対象とする保険を付保している場合、当該保険に係る受取保険金は、(1)④又は(2)③の「甲が負担すべき金額から控除」する対象とはならないとの理解です。かかる理解で間違いはないかご教示ください。	(質問No.211参照) したがって、台風、風水害により追加費用及び損害額が発生した場合も、別紙4 3の適用を受けます。
282	施設整備費及びこれにかかる支払利息	61	別紙	5	3	(1)	ア	施設整備費の計算方法について、元金100万円という事例を前提に、以下の理解で間違いがないか念のためご教示ください。平成26年4月1日から平成36年3月31日までは、各支払日毎に、「50万円についてTSRレートによる元利均等返済+残り50万円についてTSRレートによる利息のみの支払い」となり、平成36年4月1日から平成46年3月31日までは、「残元本50万円について、改定後のTSRレートによる元利均等返済」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、ご質問の場合、より正確には、平成26年4月1日から平成36年3月31日までは、「50万円についてTSR6か月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレート(以下「TSRレート」という。)を基準金利とし、これにスプレッドを上乗せした利率を基に計算される元利均等返済+残り50万円についてTSRレートを基準金利とし、これにスプレッドを上乗せした利率に基づいて計算される利息のみの支払い」となり、平成36年4月1日から平成46年3月31日までは、「残元本50万円について、改定後のTSRレートを基準金利とし、これにスプレッドを上乗せした利率に基づいて計算される元利均等返済」となります。
283	国庫補助金	61	別紙	5	3	(1)		国から補助金が交付されることとなった場合、国庫補助金の交付はいつごろ確定される予定であるか、ご教示下さい。	(質問No.197、No.198参照)

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目	頁	対応箇所					質問	回答	
284		62	別紙	5	3	(1)	イ	(7)	基準金利の見直し日が平成36年3月29日となっていますが、第1段階工事にかかる元本を平成16年4月30日を第1回として返済を行うと、元本の1/2部分が完済される20回目の支払日は平成35年10月31日となります。よって、金利見直し日はその2営業日前の平成35年10月27日とするのが適切かと思われませんが、如何でしょうか。その日からずれた場合、前半又は後半1/2元本部分のいずれかで新旧金利による利息の分かち計算が発生し、元利均等弁済の計算ができなくなってしまうかと思料します。第2段階分についても同様です。なお、利息の分かち計算を行うことについては、第1回質問No.954にてご回答されております。	変更する予定はありません。横浜市が支払う施設整備費にかかる支払利息における金利の決定基準日は、別紙5 3 (1) (7)に記載のとおりです。融資実行日等との間に乖離がある場合は、応募者及び金融機関において、適宜調整してください。
285	サービス対価の支払	62	別紙	5	3	(1)	イ	(4)	工期の短縮を提案する場合は、サービス対価の支払いも前倒しで行うとありますが、短縮期間に応じて1年度ずつ前倒しを行うことであり、施設整備費見合いのサービス対価支払日は4月、10月の末日で変わらないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
286	施設整備費の支払方法	64	別紙	6	1	(1)	イ		(平成20年7月15日公表「入札説明書等に関する質問回答書」No.975の関連) 第1回入札説明書等に関する質問回答書No.975において、「変動前施設整備費・・・と変動後施設整備費・・・との差額のうち変動前施設整備費の1,000分の15を超える額につき、施設整備費の変更に応じなければならない。」の差額を求める「指標」について、「参照指標は横浜市水道局の設計単価」とのご回答を頂いていますが、設計単価に記載のない単価の取扱い、事業者からの見積り等合理的に説明が行える資料に基づくと解釈しますが、よろしいでしょうか。	そのように考えています。
287	施設整備費の支払い方法	64	別紙	6	1	(1)	イ		7/15付の貴市からのご回答を参照すると、参照指標は横浜市水道局の設計単価を想定しているとありましたが、設計単価等の情報は開示いただけるのかご教示下さい。	設計単価等の情報は、横浜市民情報センターにて公表・配架していますので、ご確認ください。
288	物価変動によるサービス対価の変更	64	別紙	6	1	(1)	オ		当該項目はいわゆる単品スライド条項と思料しますが、国交省の方針では鋼材及び油類が指定されております。貴市においてもこれを準用されると思いますが、指定材料の明示をお願いいたします。また、本事業において多量に必要な生コン等これら以外の品目についても価格が急上昇しておりますので、鋼材・油類以外の材料についても指定をご検討願います。	国土交通省の運用基準（今後、公表するものを含む。）を参考に、適用対応資材を決定することを考えています。
289	物価変動によるサービスの対価の変動	64	別紙	6	1	(1)			物価変動によるサービスの対価の変更対象が、従来は施設整備費全てでしたが、「施設整備費のうち工事費」に縮小されています。工事費以外の施設整備費についても物価変動の影響を受けないとは限りませんので、「のうち工事費」を削除して施設整備費全体を対象とするようお願いいたします。	変更する予定はありません。
290	物価変動によるサービスの対価の変動	64	別紙	6	1	(1)			(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No.970の関連) 質問No.970でも指摘されておりますが、昨今の物価変動の速度を鑑みますと、提案時から事業契約締結までの間の物価変動であっても、事業者側では容易に想定し得ないものとなっています。サービス対価の変更の起算点をせめて「提案日」とするよう、ご再考えください。	(質問No.3参照)
291	物価変動によるサービスの対価の変動	64	別紙	6	1	(2)			維持管理費のサービス対価の改定の起算点が、従来は平成20年8月1日であったものが、「本契約締結日」となっております。平成25年度の維持管理開始前の改定は、提案時から維持管理期間開始までの間が長期にわたることから、金額水準の妥当性・公平性を確保するための仕切り直しをする趣旨と考えます。再度「平成20年8月1日」に戻していただきますようお願いいたします。	(質問No.3参照)

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目	頁	対応箇所			質問	回答		
292	物価変動によるサービスの対価の変動	64	別紙	6	1	(2)	平成25年度の維持管理費見直しにおける改定基準が、従来はこの時点での変動率をそのまま適用する形でありましたが、「当該変動率が±3%以上の場合」と変更されております。平成25年度の維持管理開始前の改定は、提案時から維持管理期間開始までの間が長期にわたることから、金額水準の妥当性・公平性を確保するための仕切り直しをする趣旨と考えます。また、平成25年度時点で±3%というハードルを設けますと、この時点で改定が行われない場合、この後の改定が前年比±1%以上又は直近の改定から±3%以上ですので、+1%未満の物価上昇が累積して事業契約締結日から3%以上上昇しても前回改定日がないので対価の変動が行われなくなってしまう、重大な解釈上のトラブルを招くおそれがあります。本項は修正前の形にお戻しいただき、かつ、「直近の改定からの」の箇所に「直近の改定からの（平成25年度末に改定が行われなかった場合は、この日を直近の改定日とみなす。）」とご修正いただけますようお願いいたします。	変更の予定はありません。なお、平成25年度末又は甲と乙が別途合意する日に改定が行われなかった場合は、入札日を直近の改定日とみなすこととし、明確化のため規定を修正します。	
293	対価の改定	65	別紙	6	1	(2)	「～平成20年8月1日からの累積の3%を超える部分について～」との記載がありますが、3%のバーは事業者に過度な負担を強いているものとの認識であり、キャッシュフローに多大な影響を及ぼすものと考えております。この指標・水準につき、再度ご検討をお願い致します。	(質問No. 292参照)	
294	サービス対価の変更	65	別紙	6	1	(2)	「以降、毎年、指標の変動率を勘案した改定率を反映させ施設整備費の見直しを行なうこととし、・・・」とありますが、この「施設整備費」は「維持管理費」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。	
295	維持管理費	65	別紙	5	3	(2)	ア	薬品等ユーティリティの使用量の増加に係る費用負担については、事業者負担との認識をしておりますが、原水質変動に伴う、薬品等ユーティリティ使用量増加に係る増加費用については、貴市にて負担いただけますようお願いいたします。	変更する予定はありません。
296		62	別紙	5	3	(2)	ア	市殿への請求書の提出タイミングについては、各四半期終了後、モニタリング減額等の通知受領以前に、年額の4分の1を請求し、市殿は当該請求金額にかかわらずモニタリング結果を踏まえた金額を支払うという理解でよろしいでしょうか。	モニタリング結果を踏まえた金額で請求書を作成の上、提出していただけます。明確化のため規定を修正します。
297	物価変動によるサービスの対価の変動	65	別紙	6	1	(2)		第一回質問回答において、入札時の維持管理費用積算の前提となる指標について、「平成20年8月1日時点」から「本契約締結日」に修正されており、本契約締結時に入札価格の物価変動の見直しをしていただけるものと考えてよろしいでしょうか。もし、そうでなければ、特にエネルギー価格の急騰は、半年間といえど予測不可能であり、最近では、電力・ガス会社が料金改定を行うことを表明していることから、物価上昇の見通しがつかない状況にあるため、本条項について、「エネルギー価格については例外とし、平成20年8月1日時点の指標を参照する」よう修正を検討頂けますようお願いいたします。	(質問No. 3参照)
298	維持管理費	65	別紙	6	1	(2)		(平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 988の関連) 維持管理費のサービスの対価の改定に当たっての起点が、平成20年8月1日から契約締結日に変更になっていますが、その理由をご教示下さい。近年の薬品代や燃料代の高騰から、入札日から事業契約締結日までの間であっても大幅な物価変動が起こる可能性があります。維持管理費の場合、その価格差が維持管理期間の20年間継続されることになり、結果的に大きなリスクになると考えます。	(質問No. 3参照)

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
299	物価変動によるサービス対価の変更（薬品費）	65	別紙	6	1	(2)	「運転管理費」のうち「運転管理業務」のうち薬品費の参照指標ですが、事業計画（案）では「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）を指標とされていますが、この指標では実質賃金指数となり、薬品費の指標として相応しくないものと考えております。事業契約締結に向けて、市は事業者と参考指標につき協議する機会が与えられるとの理解でよろしいでしょうか。 また、薬品費に係る指標としては、「国内企業物価指数」（日本銀行調査統計局）等を参考指標とすることにつきご検討下さい。また、物価変動に機動的に対応するために、各薬品の品目毎に「国内企業物価指数」を採用することもご検討いただきたく存じます。	前段については、別紙6 1（2）に記載したとおり、「上記の指標の適用が著しく実態と乖離する事態となった場合は、甲と乙は協議を行い、使用する指標を見直すことができるもの」とします。 後段については、ご意見として承ります。
300	物価変動によるサービス対価の変更（維持管理費）	67	別紙	6	6		急激なインフレーション又はデフレーションを生じた場合における施設整備費改定の手続きについて、別紙6「1の（1）の力」にて規定されていますが、維持管理費改定においても、市又は事業者から協議の申込を受け、協議期間（日数）や協議が整わない場合の期限等につき事前に明確な手続き等定めておくことをご検討いただきたく存じます。	ご意見として承ります。
301	サービス対価の支払留保	69	別紙	7	2	(5)	（平成20年7月15日公表「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 993の関連） 回答No. 833によりますと確定した割賦債権部分は留保の対象外となりますので該当部分の記載を「維持管理の対価」と変更して頂けませんでしょうか？	「修繕費を除く維持管理費」に修正します。
302	サービス対価の支払い留保	69	別紙	7	2	(5)	本項については、平成20年7月15日付「第1回入札説明書等に関する質問回答書」No. 994において、施設引渡後の施設整備費部分のサービス対価の支払留保措置の有無につき、質問がなされたところ、市殿からは、「（質問No. 833参照）」とご回答がなされています。しかしながら、同質問回答No. 833は、本工事の費用の減少にともなう施設整備費の減少は（本工事終了後の）施設引渡後には適用されない（事業契約第85条第3項関連）というもので、必ずしもモニタリングによる施設整備費の減額について直接言及したものではありません。そこで、確認のための質問ですが、施設引渡後の施設整備費部分のサービス対価については、第86条第4項に基づき、減額措置及び支払留保措置のいずれも対象とならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
303	改善要求措置	69	別紙	7	2	(8)	本（8）に記載されている解除要件を満たさない場合には、それとは別に、同一の理由で市殿が87条1項（1）、（5）又は（8）号により事業契約を解除することはないとの理解でよろしいでしょうか。	別紙7 2（8）の要件を満たさない場合であっても、横浜市が、第87条第1項の規定により事業契約を解除することは妨げられません。
304	サービス対価の減額等	70	別紙	7	2	(8)	「連続する4回の四半期を超えて減額が行われた場合」に契約解除がありうるとされていますが、契約解除は非常に重いペナルティーであります。業務要求水準未達の場合はやむを得ないと思われませんが、要求水準を満たしているレベル1の場合については除外していただけないでしょうか。例えば、提案で自然エネルギーでの高い発電目標の設定等にチャレンジした場合、予定発電量が長期にわたり得られない場合などは「四半期を超えて減額が行われる」可能性があり、契約解除というあまりに重いリスク感から積極的な提案ができなくなってしまいます。どうか御高配賜りたくお願いいたします。	落札者の決定は、提案書に基づく性能評価点と価格点により行われます。したがって、提案水準が契約条件となり、提案を達成できない場合は、ペナルティの対象となります。実現可能で適切な目標設定をお願いします。
305	サービスの対価の減額等	70	別紙	7	3		業務要求水準の未達によりサービス対価の減額が行われる場合には、同一の理由で市殿が事業者に対して別途、損害賠償請求を行うことではないとの理解でよろしいでしょうか？	要求水準未達に伴うサービス対価の減額は、事業者による業務の適正な実施を担保するために科すものです。違反行為によって市が減額されたサービス対価以上の損害を被った場合には、当該損害につき別途損害賠償を請求することもあります。この点が明確になるよう第86条第4項の規定を修正します。

《入札説明書別添資料5 事業契約書（案）》

No.	質問項目	頁	対応箇所				質問	回答
306	サービス対価の減額又は留保の通知	71	別紙	7	3	(3)	減額ポイントは月末から何営業日までにご通知いただけるのでしょうか。また、サービス対価の減額又は留保の有無については、四半期末から何営業日までにご通知いただけるのでしょうか。	前段、後段ともに、月末から土日・祝祭日を除く10日までに通知します。
307	ボーナスポイントの付与	71	別紙	7	3		ボーナスポイントを事業期間を通して、累積する事が可能とありますが、サービス対価の最終支払日まで蓄積し、最終支払日に蓄積されたボーナスポイントを一括して、金額に換算した上で、市から支払われることは可能であるという認識でよろしいでしょうか。 また、そのような手段をとった場合に加算されるボーナスポイントの計算方法をご教示下さい（事業期間中に維持管理費に対するサービス対価が改定された場合の計算方法等）。	事業期間を通じてボーナスポイントを累積させることは可能であり、計算式は「修繕費を除く維持管理費の各回支払分×0.001×ボーナスポイント」となります。なお、金額に換算する場合は、ボーナスポイントが付与された時点で該当する「修繕費を除く維持管理費の各回支払分」をもって計算するものとします。

別紙9-1 配水池関連監視項目：一覧表

No.	制御・監視項目	測定 ^{※1}		制御		異常時 ^{※4}	監視	備考
		平常時 ^{※2}	切替時 ^{※3}	平常時 ^{※2}	切替時 ^{※3}			
1	道志川系導水量など	既設	川井計算機自動	川井計算機自動	川井計算機自動	川井電機	事業者	川井計算機にて制御
2	連絡坑放流量など	既設	川井計算機自動	川井計算機自動	川井計算機自動	川井電機	事業者	流量などの監視は 事業者 が行い、異常時は川井電機係に連絡
3	上大島接合井水位など	既設	無し	無し	無し	川井電機	事業者	水位などの監視は 事業者 が行い、異常時は川井電機係に連絡 流入バルブ制御時上大島の堰の監視のため現場へ出る。
4	谷ヶ原取水量など	既設	川井計算機自動	川井計算機自動	川井計算機自動	川井電機	事業者	川井計算機にて制御
5	下九沢取水量など	既設	川井計算機自動	川井計算機自動	川井計算機自動	川井電機	事業者	流量などの監視は 事業者 が行い、異常時は川井電機係に連絡
6	相模原沈殿池流入量など	既設	川井計算機自動	川井計算機自動	川井計算機自動	川井電機	事業者	
7	相模湖系流入量など	既設	川井計算機自動	川井計算機自動	川井計算機自動	川井電機	事業者	川井計算機にて制御
8	道志川系着水量	新設	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	流量などの監視は 事業者 が行い、異常時は川井電機係に連絡
9	膜ろ過流量	新設	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
10	新設配水池水位	新設	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
11	排水処理量	新設	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
	新設配水池流入前後残留塩素	新設	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
	新設配水池出口後残留塩素	新設	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
	原水濁度	新設	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
	膜ろ過水濁度	新設	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
	新設配水池出口後濁度	新設	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
	原水pH	新設	無し	無し	無し	事業者	事業者	
	新設配水池流入前pH	新設	無し	無し	無し	事業者	事業者	
	原水水温	新設	無し	無し	無し	事業者	事業者	
	原水電気電導率	新設	無し	無し	無し	事業者	事業者	
	企業団相模原系流入水量	新設	無し	事業者	事業者	事業者	事業者	切替時、異常時の対応は、横浜市の指示のもと事業者が行う。
	新設配水池流出量	新設	事業者	事業者	事業者	川井電機	事業者	監視は 事業者 が行い、異常時は川井電機係に連絡
12	小雀系流入量など	既設	川井計算機自動	川井計算機自動	川井計算機自動	川井電機	事業者	環状幹線から都岡幹線経由で4号に流入。川井計算機にて制御
13	企業団流入量など	既設	企業団	企業団	企業団	企業団	事業者	監視は 事業者 が行い、異常時は川井電機係に連絡
	配水池関連	既設	川井現場自動	川井現場自動	川井計算機自動	川井電機	事業者	監視は 事業者 が行い、異常時は川井電機係に連絡 配水池水位、濁度、残塩、水圧、流量などの監視は 事業者 が行い、異常時は川井電機係に連絡 時は川井電機係に連絡
14	配水池関連	既設	川井現場自動	川井現場自動	川井計算機自動	川井電機	事業者	流入量の制御は局目標値に従った現場自動制御。 配水池水位の変動は、横浜市の流入量制御で対応。恩田は企業団流入 など、矢指・中尾・4号配水池は小雀流入で対応。
15	配水ポンプ場関連	既設	川井現場自動	川井現場自動	川井計算機自動	川井電機	事業者	水圧、流量などの監視は 事業者 が行い、異常時は川井電機係に連絡
16	鶴ヶ峰配水池	既設	西谷現場自動	西谷現場自動	西谷計算機自動	西谷電機	西谷	西谷計算機にて制御。監視は西谷が行う。

※1測定において既設とは市が設置・管理するもの、新設とは本事業において事業者が設置・管理するものをいう。

※2平常時とは、自動制御で施設を運用する状態をいう。

※3切替時とは、点検作業等で自動制御を手動制御に切替えて施設を運用する状態をいう。

※4異常時とは、設備故障、工事、停電等で設備の対応を現場で行う状態をいう。

全て**事業者**が行う。(第3者委託)